

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

NISE

National Institute of Special Needs Education

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(NISE)は、
我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを
目指したインクルーシブ教育システムの構築に向けて、

特別支援教育に関する研究活動や研修事業、

情報普及活動等を推進していきます。

理事長あいさつ

今年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる第5期中期目標期間の初年度です。研究所では、中期目標の達成に向けて、研究活動、研修事業、情報普及活動等を実施していく予定です。

新型コロナウイルス感染症の終息を願いつつ、立ち止まることなく、特別支援教育の充実発展のため、国や地方公共団体等と協力しながら、着実に業務を進めていこうと考えています。関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

令和3年4月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (NISE) 理事長 宍戸 和成

沿革

昭和46年10月 国の所轄機関として国立特殊教育総合研究所設置

平成13年 4月 独立行政法人化 (主務大臣：文部科学大臣)

平成19年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更

平成20年 4月 発達障害教育情報センター設置

平成28年 4月 インクルーシブ教育システム推進センター設置

平成29年 4月 発達障害教育推進センター設置 (発達障害教育情報センターの機能拡充)

令和 3年 4月～令和8年3月

第5期中期目標期間 (令和3年度は第5期中期目標期間の1年目)

役員・職員数

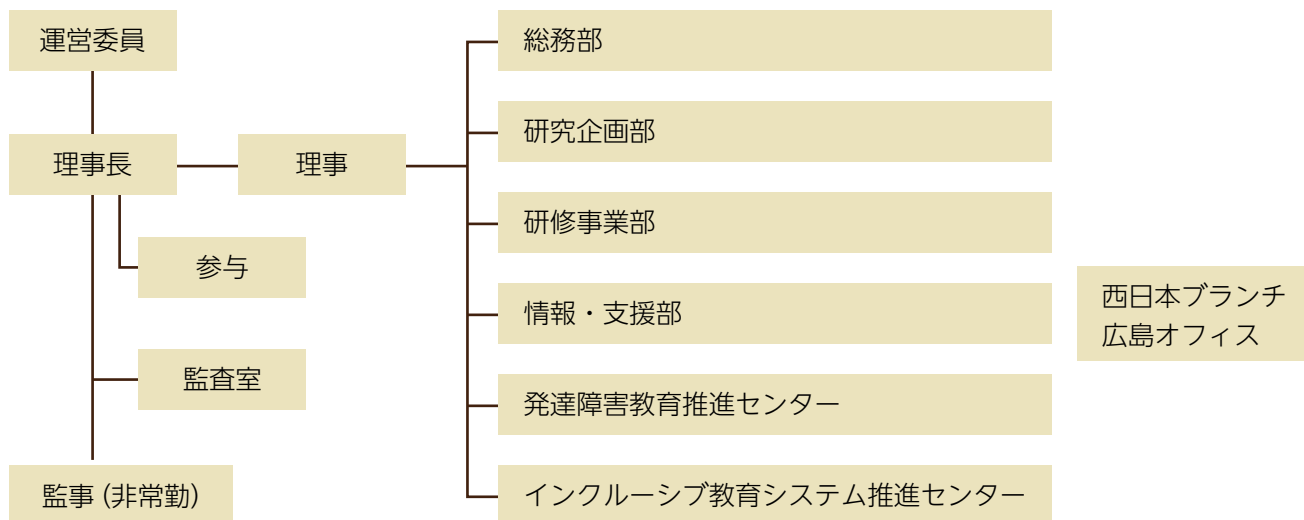
合計	72 (5)
役員	2 (2)
研究職	40 (3)
一般職	30

R3.4.1現在
()内は非常勤で外数

令和3年度の財政規模

区分	金額 (千円)
運営費交付金	1,101,433
施設整備費補助金	34,000

組織



特別支援教育とは

- ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- ・従来の特殊教育が対象としていた障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。
- ・障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。

(詳しくは、「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)をご覧ください。)

インクルーシブ教育システムとは

- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことであります。
- ・「共生社会」の形成に向けて、上記の条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

(詳しくは、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告)をご覧ください。)

研究所の活動(第5期中期目標より)

ミッション(使命)

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。

ミッションを達成するための取組

- ・特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
- ・各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成
- ・特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

研究活動

国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究の推進




障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進や教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する「重点課題研究」の他、各障害種における、喫緊の課題の解決に寄与する「障害種別特定研究」を中心に毎年度概ね5～7課題を実施します。

また、重点課題研究や障害種別特定研究を支える研究所の基盤的な活動として、障害種別に組織する研究班や、社会的背景等から必要なテーマ別研究班を設置し、関係団体との連携を図りながら基礎的研究活動を行い、その成果を重点課題研究や国の政策立案等に生かしていきます。

研究成果

研究の成果は、「研究成果報告書」やその要旨を分かりやすくまとめた「研究成果報告書サマリー集」「リーフレット」等としてNISEのウェブサイトにおいて公開しています。また、ガイドブックの作成、セミナーの開催等により教育現場等への普及を図っています。

最新の刊行物・研究成果物等（一部）

研究成果報告書	研究成果報告書サマリー集（令和元年度終了課題） 令和2年6月	
	我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究 ー「インクルCOMPASS（試案）の活用を検討」ー 令和2年3月	
	言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究 令和2年3月	
	学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究 令和2年3月	
	教育相談・就学先決定に関する研究 令和2年3月	
	インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究 令和2年3月	
定期刊行物	多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究 令和2年3月	
	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第10号 令和3年3月	
	NISE Bulletin Vol.20 令和3年3月	
書籍	国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第47巻 令和2年3月	
	特別支援教育の基礎・基本 2020 (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-548-6 令和2年6月	
	特別支援学級での自閉症のある子どもの自立活動の指導ー確かに育つ！子ども、確かに高まる！教師の指導力ー (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-575-2 令和3年3月	
リーフレット ・ ガイドブック ・ 事例集等	ここにヒントがある！インクルーシブ教育システムを進める10の実践ー「インクルCOMPASS」で強みや課題をみつけようー (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-574-5 令和3年3月	
	特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 ー新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題ー 令和3年3月	
	発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へ もしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…？ 令和3年3月	
	小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した 授業改善に関する研究 令和3年3月	
	難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた研修パッケージ 令和3年3月	

▶▶▶ 詳しくはこちら：<https://www.nise.go.jp/nc/study>

●重点課題研究（令和3年度より開始する研究課題）

(1) 教育課程に関する研究(国への政策貢献)

- ・学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究
- (2) 切れ目ない支援の充実に関する研究(教育現場等の喫緊の課題に対応)
 - ・障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究
 - ・高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
 - ・ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究
 - ・通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童生徒の教科指導上の配慮に関する研究

●障害種別特定研究（令和3年度より開始する研究課題）

- ・知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究

●その他の研究

○先端的・先導的研究

将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢を提示することを目標に行う研究。

○国からの要請等に応じた研究

国の政策立案等に貢献するため、社会情勢や教育課題等を踏まえた国の要請に応じて機動的に実施する研究。

○外部資金研究、受託研究

科学研究費助成金等の外部資金を獲得して行う研究、外部からの委託を受けて行う研究。

○共同研究

本研究が大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究。

研修事業

都道府県等において指導的役割を果たす教職員を対象とした研修の実施

都道府県等における特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象とし、約2か月間の特別支援教育専門研修(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース、知的障害教育コース、発達障害・情緒障害・言語障害教育コース：計210名程度、オンラインと来所の組合せ)や、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会(ICT活用、高校通級、交流及び共同学習：各1日、計210名程度、オンライン)及び発達障害教育実践セミナー(1日、70名程度、オンライン)、全国特別支援学校長会との連携研修(特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：1日、計50名程度、オンライン)、その他、難聴児に関わる地区別研究協議会を実施し、各都道府県等の指導者の養成を図っています。



特別支援教育専門研修(来所)
(平成30年撮影)



オンラインでの研修
(令和2年撮影)

インターネットによる講義配信「NISE学びラボ～特別支援教育eラーニング～」

障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、特別支援教育に関する講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信しています。個人登録を行うことによって、140以上の講義がパソコンやタブレット端末、スマートフォン等で、誰でも無料で視聴できます。目的に応じて系統的に学べるように、例えば、「特別支援学級(知的障害)の担任になったら」のような「研修プログラム」を提案しています。また、団体登録を行った教育委員会や学校等は、受講者のニーズに合わせて、いくつかの講義を組み合わせるなど、オリジナルの研修プログラムを設定し、教職員等の研修に活用することができます。



講義配信の視聴画面

▶▶▶ 詳しくはこちら：

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



免許法認定通信教育総合情報サイト

免許法認定通信教育の実施

特別支援学校教諭免許状取得率の向上のため、特に保有率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の講義について、インターネットを利用した「免許法認定通信教育」を実施しています。

▶▶▶ 詳しくはこちら：

<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>



情報普及活動

ウェブによる情報発信

NISEのウェブサイトや「特総研ジャーナル」、メールマガジンの発行等を通じて研究成果や特別支援教育全般に関する情報を総合的に提供しています。また、障害の状態や特性等にに応じた教材、支援機器や実践事例等の情報を発信する「特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）」や発達障害教育に関する最新情報を国民に幅広く提供し、理解啓発を推進するとともに、発達障害のある子どもの教育に関する基本的な知識と指導・支援に関する情報を発信する「発達障害教育推進センター WEBサイト」を運用しています。



支援教材ポータル



発達障害教育
推進センター WEBサイト



- ▶▶▶ 特別支援教育教材ポータルサイト：<http://kyozai.nise.go.jp/>
- ▶▶▶ 発達障害教育推進センター WEBサイト：<http://cpedd.nise.go.jp/>

発達障害教育に関する理解啓発と実践的な指導力向上のための情報提供

発達障害教育に関する研究成果の普及や自治体における研修の支援等を通じて、自治体との連携や教育現場の実践的な指導力の向上を図っています。



発達障害教育実践セミナー（令和元年撮影）

シンポジウム・セミナーの開催

研究成果の普及促進や教育現場等との特別支援教育に関する情報共有を図るため、「研究所セミナー」を毎年度開催しています。また、世界自閉症啓発デーに関連したイベントを、関係団体とともに毎年度開催しています。NISEの活動をより身近なものとしていただくため、「研究所公開」を開催しています。



研究所セミナー（令和元年撮影）



研究所公開（令和元年撮影）

特別支援教育推進セミナー

全国を地区ブロックに分け、ブロック内の特別支援教育の理解啓発を図るために、令和3年度から、特別支援教育推進セミナーを年間3回開催します。各関係団体等と連携しながら、特別支援教育等に関する有益な情報を提供するとともに、ブロック内の交流促進や関係構築を図っていきます。

インクルーシブ教育システム構築のための自治体や学校等への支援と国際事業

地域支援事業

令和3年度から、教育委員会と研究所が連携して地域のインクルーシブ教育システム構築を推進する事業である「地域支援事業」を実施しています。

令和3年度は全国から13の市町に参画いただいています。インクルーシブ教育システムの理解啓発の取組、地域の支援体制の構築、校内研修の推進など、研究所と協働し、それぞれの市町の課題や目的に応じた事業に取り組んでいます。事業の成果は、各市町において報告会等を実施して普及する他、事業報告書を研究所のウェブサイトに掲載するなどして普及します。



オンラインでの情報交換の様子



インクルDBのウェブサイト

インクルーシブ教育システム構築を支援するデータベース（インクルDB）の運用

インクルDBは、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、法令・通知・用語等や、学校における遠隔授業や動画配信、新型コロナウイルス感染症予防の取組等、様々な関連情報を掲載しています。

【主な内容】

- ・「合理的配慮」実践事例（令和3年3月末現在559事例掲載）
- ・関連する法令・施策
- ・関係用語の解説
- ・インクルーシブ教育システム構築に関するQ & A 等

▶▶▶ 詳しくはこちら：<http://inclusive.nise.go.jp/>
詳細な情報をダウンロードできます。



国際動向の把握や海外との研究交流

諸外国のインクルーシブ教育システム構築に関する最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をNISEのウェブサイト等で公表しています。

海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウムやセミナーを開催する予定です。

また、海外からの視察・研修を受け入れ、我が国の教育制度等についての情報提供を行っています。



韓国国立特殊教育院との日韓プレセミナーの様子

体育施設のご利用案内

体育館やフットサルコートをご利用いただけます。

<ご利用可能時間>

体育館：9時～19時

フットサルコート：9時～17時

土曜・日曜・祝祭日も

ご利用いただけます。



▶▶▶ 詳しくはこちら：

https://www.nise.go.jp/nc/physical_education



*令和3年4月現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出しを中止しています。
最新の情報はウェブサイトでお知らせします。

交通案内

京浜急行電鉄ご利用の場合

京急久里浜駅下車

▶[久3]系統・久里浜医療センター行で約15分、

国立特別支援教育総合研究所下車すぐ

▶[久8]系統・野比海岸行で約20分、終点下車300m

又はタクシー約8分

YRP野比駅下車

▶徒歩20分、又はタクシー約5分

JR横須賀線ご利用の場合

久里浜駅下車

▶[久8]系統・野比海岸行で約15分、終点下車300m

又はタクシー約10分



 独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

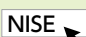
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

TEL：046-839-6803 FAX：046-839-6918 (総務部総務企画課)

URL <https://www.nise.go.jp/nc/>



このパンフレットで紹介した研究成果報告書、特別支援教育研修講座、特総研ジャーナル、メールマガジン、
発達障害教育推進センターWEBサイト、研究所公開、研究所セミナー、インクルDBなどの詳しい内容は、

 でまとめて検索できます！



再生紙を使用しています

令和3年4月

NISEメールマガジン等の御案内



●NISE（特総研）では…

最新の活動内容や特別支援教育に関する様々な情報を、様々なコンテンツによりお届けしています。

●NISEメールマガジン

最新の活動内容や特別支援教育に関する様々な情報を、ご登録いただいている方に電子メールで毎月お届けするサービスです。

- 1 イベントのご案内 2 NISEトピックス
- 3 NISEダイアリー 4 特別支援教育関連情報 等々



●LINE

NISEの最新情報をLINEでお届けします。

- ・ セミナー、研究協議会などの開催案内 等々



●特総研ジャーナル

NISEの研究や諸活動の成果である様々な”役立つ情報”をご紹介します年刊の機関誌です。

(最新号) 特総研ジャーナル第10号 (令和3年3月発行)

- 1 令和元年度研究課題一覧 2 研究報告 3 国際会議・外国調査等の報告 等々



●NISE Bulletin

NISEの研究や等を英文にてご紹介する年刊の機関誌です。

(最新号) NISE Bulletin Vol.20 (令和3年3月発行)

- 1 NISE's Activities
- 2 Recent Data on Education for Children with Disabilities in Japan , etc.



NISE ウェブサイトから自由にご覧いただけます。

URL <https://www.nise.go.jp/nc/>



先生の
困った!

を**解決**するために



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

特総研HPで
公開中！

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた実践事例があります。

リーフレットも
あります

研究成果をイラスト入りなどで、わかりやすく、ポイントを紹介しています。研修会などで配っていただくなどの活用ができます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
NISE 令和元年度自閉症班基礎的研究活動

自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！

失敗すると激しく落ち込むカノンちゃん

カノンちゃん、次は体育だよ。着替えて、交流学級に行きなさい。

カノンちゃん、特別支援学級のとも子先生

今日は、行かないの？ ゆうい先生がお迎えにきているよ。

いやだ、行きたくない。

何かあったのかな...

行きたいけど、この冊とび箱、失散したんだよね。

おなが痛い...

カノンちゃん、行こうよ！ みんなが持っているよ。

ああ... 未当におなが痛くなってきた...

また、おなが痛いの？ じゃ、保健室に行っておいで。

ナイセ博士

自分の伝えたいことを衝動的な行動で表すだいつくん

今日は、前回の授業の続きをしますよ。みんな、何をしていたか、覚えてるかな？

あ！前の授業であの教材を作ったなあ...

だいつくん、だいつくん、危険なから降りて！

前回作った教材、これ、これ、この教材だ...

もう！何するの！やめてー！

ぼくは、この教材がほしいんだよ！

やが！やが！教材

何が、やだ！なの？ だいつくん、やめなさい！！

また席から離れて。本当に困ったわ。

だいつくん、早く席に戻りなさい。授業中よ！

ぼく、がんばってるのに注意ばかりで、もう嫌だ！！

カノンちゃんのだいつくんは、困っている様子ですね。でも、困っているのは、先生だけでしょうか？
2人の先生と一緒に、なぜ、このような状況になったのかを振り返ってみましょう。

- 1 -

ガイドブック・事例集も
あります

主に、教育現場に携わる先生方へむけての手引書で、わかりやすく内容がまとめられています。

特総研 B-322

高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック

おさえておきたい8つの課題と課題解決のための10のポイント

平成30年3月
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1. 通級による指導とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、人部分の授業を離れて特別の指導を受けられる（通級指導教室）で学べることには、平成5年度から制度化され、指導を受けている児童生徒が、障害者種別別にもとづき、インクルーシブ教育です。インクルーシブ教育システムとは、人々の多様な障害がその能力や特徴を最大限に発揮させ、社会に効果的に参加することを目指すことのある者といふ者が共に学び始めることです。

そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、児童生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を充実させ、一人一人の学びが推進していくことが必要です。

高等学校では、障害のある児童生徒に対する指導や支援は、通常の学校設定科目・教科等により実施されており、特別の教育課程は、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒が、必要に応じて通級の必要性を踏まえ、高等学校に転入する必要がある場合、制約化に至りました。

2. 特別の教育課程の構成

学校教育法第81条第1項においては、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校において児童又は生徒が、全ての学校において行うことを定めています。このことは、全ての学校においてこれを示しています。

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条による指導は、特別の指導を教育課程に追加したり、又は別の教育課程を構成することができます。

● 新たな場合の教（授業時間が増える）	● 新たな場合の教（授業時間が減らない）
※ 学校に共通する 必修科目・科目 (1単位)	※ 学校に共通する 必修科目・科目 (1単位)
※ 特別の指導 科目 (1単位)	※ 特別の指導 科目 (1単位)
※ 特別の指導 科目 (1単位)	※ 特別の指導 科目 (1単位)

※ 特別の指導は、特別の指導、特別の指導

図1 加える場合、替える場合の例

3

リーフレットを見たい時 ▼

まずは、<https://www.nise.go.jp/nc/> へアクセス！

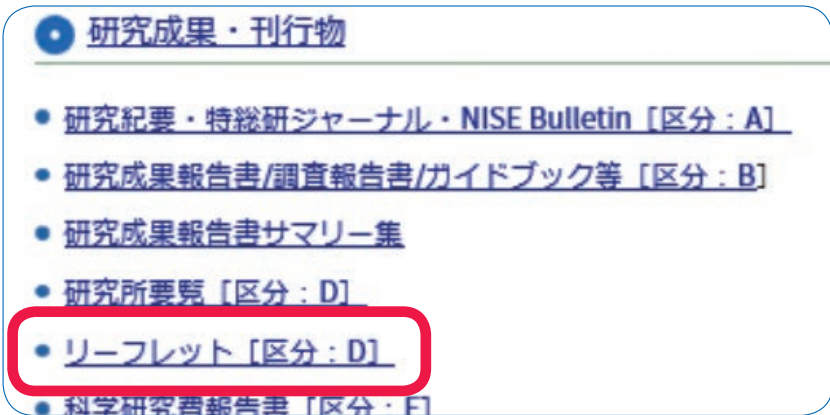
1

画面右上メニューの「報告書・資料」をクリック



2

「リーフレット」をクリック



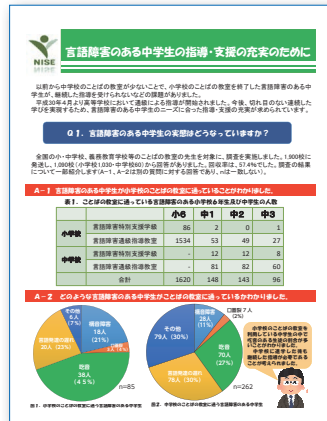
3

リーフレットの紹介ページの中から目的のPDFファイルをダウンロードしてください。

区分	表紙	刊行物名	発行
D-375		言語障害のある中学生の指導・支援の充実のために [5M pdfファイル]	令和2年5月

4

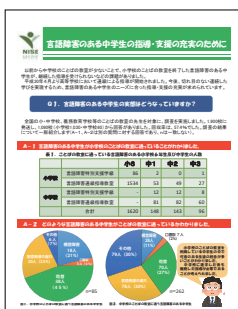
ご自宅のPCに保管して授業の参考にしたり、印刷して研修会や保護者会の資料に用いたり、ぜひご活用ください。



研究成果物リスト

コチラで紹介しているのはほんの一部です。
HP で最新の情報をぜひご覧下さい。

研究成果報告書	研究成果報告書サマリー集（令和2年度終了課題）令和3年5月
リーフレット	視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究 －特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－ 平成31年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/dd2de301a673b10df9a3156cf2bea2f4?frame_id=1235
	「インクル COMPASS」ガイド 令和3年2月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0268a82e3496739df67d904da372318f?frame_id=1235
	小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究 令和3年3月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/5e05240dd26f61653fb0fa1795b385ce?frame_id=1235
	精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究 － Co-MaMe（連続性のある多相的多階層支援）－ 令和2年1月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/e8ec1140df63665bb0e2bceea764638a?frame_id=1235
	言語障害のある中学生の指導・支援の充実のために 令和2年5月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/b63291da546834b573084bb47ce544dc?frame_id=1235
	自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！ 令和2年5月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/a89cfe3fd46491ddf8b4e03e10562022?frame_id=1235
発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へもしかして、それ・・・二次的な障害を生んでいるかも・・・？ 令和3年3月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/08f50f2da9864d68fd321cb3595a1aaa?frame_id=1235	
事例集	難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた研修パッケージ 令和3年3月 http://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/hearing/package
調査報告書	重複障害のある子供の教育に関する調査報告書 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0a3a3ace55c2950cffc05b6e4f44148?frame_id=1235
WEB情報サイト	[N I S E 学びラボ] インターネットによる講義配信 https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online
	[インクルDB] インクルーシブ教育システム構築支援実践事例データベース http://inclusive.nise.go.jp/
	[N I S E チャンネル] YouTube にて活動紹介動画、研修講義動画を配信中
	[特別支援教育教材ポータルサイト] 支援機器等教材に関する活用方法や取組事例 http://kyozai.nise.go.jp/
	[N I S E 研究者紹介ページ] https://www.nise.go.jp/nc/study/researcher_list



インクルーシブ教育システムを推進するための
地域や学校等の主体的な取組を支援します

「インクルCOMPASS」ガイド

研修を企画する際の
参考資料に！

教育現場の強みや
課題が把握できる！

地域の
教育施策を考える際の
検討資料として

インクルーシブ教育
システムの構築状況を
可視化できる

学校の
強みを活かして
地域と交流を！

校内連携を進める
ためのツールに！

障害のある子どもを
みんなで支えるために

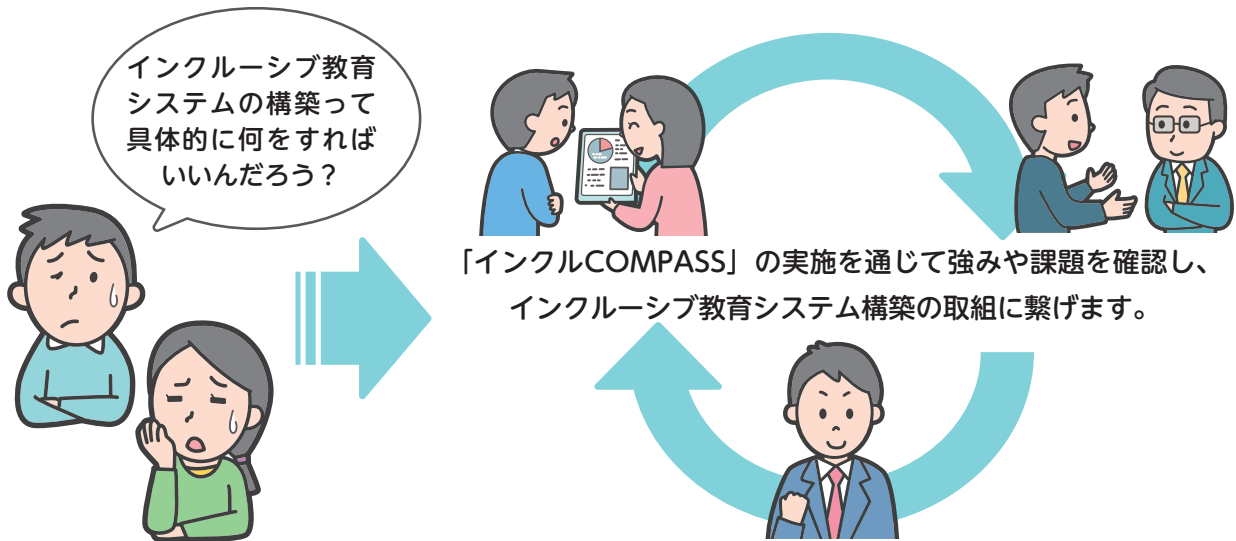


インクルーシブ教育システムを推進するために

インクルーシブ教育システム (inclusive education system) では、基本的な方向性として障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。

インクルーシブ教育システムを推進するためには、園や学校、教育委員会での取組状況を把握し、今後の見通しをもつための観点が必要になってきます。しかし、それぞれの機関で行われている取組がインクルーシブ教育システムとどのように関連付いているのかがわかりにくいという声もあります。

そこで、国立特別支援教育総合研究所では、園や学校、教育委員会がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を自分たちで把握し、次の取組につなげるための手掛かりを得ることを目指したツール「インクルCOMPASS」を作成しました。



「インクルCOMPASS」ってなに？

「インクルCOMPASS」は、インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するためのツールです。COMPASSは、英語表記である「Components for Promoting Inclusive Education System and Assisting Proactive Practices」から取っています。

「インクルCOMPASS」では、観点ごとに分かれている各項目について、それぞれの機関における取組状況を自分たちでチェックし、その結果を総合的に判断して今後の取組の方向性を検討します。

園や学校、教育委員会の役割はそれぞれ異なることから、各機関の役割を踏まえて、以下に示す5つのバージョンの「インクルCOMPASS」を作成しています。

○ 「インクルCOMPASS」の5つのバージョン

主に園や学校で活用できるバージョン
(園・学校用「インクルCOMPASS」)

- (1) 幼稚園・認定こども園・保育所用
- (2) 小・中学校、高等学校用
- (3) 特別支援学校用

主に教育委員会で活用できるバージョン
(教育委員会用「インクルCOMPASS」)

- (4) 都道府県教育委員会用
- (5) 指定都市・市町村教育委員会用

「インクル COMPASS」 についてもう少し詳しく

「インクル COMPASS」では、5つのバージョンに共通するコンセプトを以下のように掲げています。

○ 「インクル COMPASS」 共通コンセプト

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、それぞれが実施している取組の現状を把握し、課題や今後の方向性を導き出すことのできるもの。

園・学校用、教育委員会用それぞれのバージョンの「インクル COMPASS」では、各機関の役割に即して、個別のコンセプトを掲げています。また、網羅的に自分たちの取組を振り返ることができるように、観点ごとに細かくチェック項目を分けています。

それぞれの「インクル COMPASS」のコンセプトと、観点及びチェック項目の例を以下に示します。

○ 園・学校用「インクル COMPASS」のコンセプト

自校（自園）のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後、取り組むべきことを検討する際のヒントが得られるものとする。
また、現状を振りかえることで、自校（自園）の強みや課題を確認することができるものとする。

観 点

チェック項目例

1. 体制整備

- ・ 園・校内の支援に係る体制整備
- ・ 周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解推進 など

2. 施設・設備

- ・ バリアフリー施設・設備の整備
- ・ 教育支援機器の整備 など

3. 教育課程

- ・ 特別の教育課程の編成
- ・ 特別の教育課程の実施

4. 指導体制

- ・ 指導体制の整備・充実
- ・ 地域の関係機関の連携 など

5. 交流及び共同学習

- ・ 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組
- ・ 障害のある人との交流と理解・啓発

6. 移行支援

- ・ 就学支援システムづくり
- ・ 就労支援システムづくり

7. 研修

- ・ 園・校内における専門性の向上のための取組
- ・ 校外研修を活用した理解・専門性の向上 など

図1 園・学校用「インクル COMPASS」の観点とチェック項目の例

○ 教育委員会用「インクル COMPASS」のコンセプト

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで、域内のインクルーシブ教育システムの構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用する。

観 点

1. 状況把握

2. 関係課(部局)、関係諸機関との連携

3. 教育相談体制

4. 交流及び共同学習

5. 移行支援

6. 研修

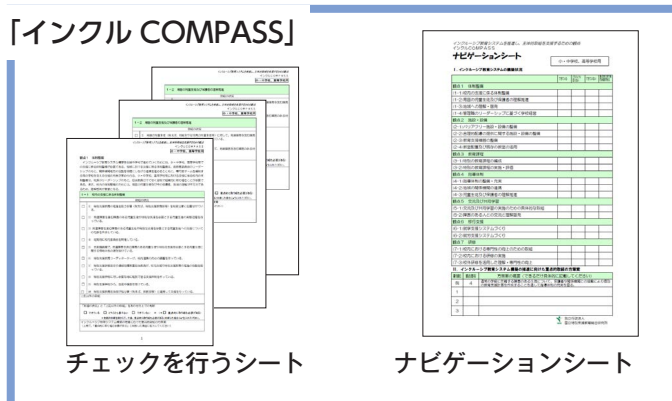
チェック項目例

- ・高等学校の状況の把握
- ・園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握
- ・教育委員会内での関係課(部局)との連携
- ・関係諸機関との連携
- ・教育相談体制の整備
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・地域全体で取り組むための連携・調整
- ・地域への理解・啓発のための情報発信 など
- ・就学相談・支援
- ・「学びの場」の柔軟な見直し など
- ・すべての指導主事の理解・専門性の向上
- ・市町村の教育相談担当者の専門性の向上 など

図2 都道府県教育委員会用「インクル COMPASS」の観点とチェック項目の例

○ 「インクル COMPASS」の構成

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システムを構築するための観点ごとにチェックを行うシートと、それらのチェック結果をまとめて、インクルーシブ教育システムの構築状況の全体像を俯瞰するためのナビゲーションシートで構成されています。



「インクル COMPASS」はどこから入手できるの？

「インクル COMPASS」のデータは、以下の URL や QR コード、Web 検索からページにアクセスしていただければ、無料でダウンロードできます。是非、ご活用ください。

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システムチーム
https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

インクル COMPASS



「インクル COMPASS」はどんな場面で使えるの？

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システム構築の取組状況のチェックだけではなく、次のような活用も可能です。

○ 園や学校における支援体制構築のために

組織的にインクルーシブ教育システム構築・推進に取り組むためには、目指すべき方向性を明確にすることが必要です。園や学校には、特別支援教育に関わる関係委員会や分掌が設置されています。こうした既存の組織を活用しながら、園・校内におけるインクルーシブ教育システム構築・推進のための支援体制を構築し、具体的な取組の方針を検討する際の資料として「インクル COMPASS」が活用できます。

○ 研修会の企画の参考や研修用教材として

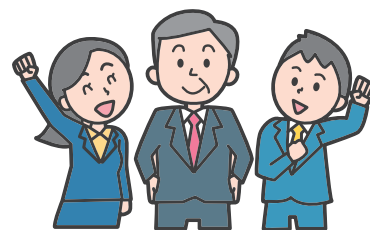
全教職員のインクルーシブ教育システムに対する理解を促していくためには、園や校内の研修でどのような内容を取り上げるべきかを検討することが大切です。ポイントを押さえた研修内容を企画するうえで、「インクル COMPASS」は有効な手がかりになります。

「インクル COMPASS」で明らかになった園や学校の課題と強みを踏まえて、改善すべきことや発展させていきたいことを園・校内研修会で取り上げることで、教職員一人ひとりがインクルーシブ教育システム構築・推進において、どのような役割を担っていくべきなのかを具体的にイメージすることができます。



○ 校内での共通理解を図るためのツールとして

例えば、特別支援学校には複数の学部が設置されており、学校によっては部門制であったり、学部の校舎が分かれていたりします。学校組織が大規模であるほど校内連携の難しさが生じることがあります。また、自分の担当以外の業務や分掌については、意識が向きにくいかもしれません。各学部や各部門の特色を考慮しながら、組織としてのインクルーシブ教育システム構築・推進のための取組を共通理解するためのツールとして「インクル COMPASS」を活用できるのではないかと考えます。



○ インクルーシブ教育システムの推進に関する施策を検討するために

教育委員会において、地域のインクルーシブ教育システム構築・推進にむけた施策を検討するためには、教育委員会内の取組状況を把握することや、地域にある学校でインクルーシブ教育システムの構築に関する取組がどの程度実施されているのかといった情報を集める必要があります。その際、教育委員会用「インクル COMPASS」を使って教育委員会での取組状況を振り返ったり、園・学校用「インクル COMPASS」を活用して地域の園や学校で広く取組を検証し、その結果を収集・分析したりすることで、地域全体でのインクルーシブ教育システム推進にむけて実施状況を俯瞰することができると考えられます。

「インクル COMPASS」はどうやって使うの？

インクルーシブ教育システムのさらなる充実を目指して、次のように「インクル COMPASS」を活用することができます。ここでは、園・学校用の「インクル COMPASS」の書式を例示しています。

STEP 1 園や学校、教育委員会の実情をチェックして取組状況を把握する

園や学校であれば管理職や学年主任、特別支援教育コーディネーターなど、教育委員会であれば他の他部署の担当者などの複数名でチェックし、それぞれの機関におけるインクルーシブ教育システムの取組状況を把握しましょう。観点や項目ごとに担当を分担したり、相談したりして作成することで、園や学校全体で取り組んだり、関係者同士で情報を共有したりしながら取り組むことができます。

実施時期については、年度末に実施して取組を振り返ったり、次年度の年間計画を検討したりするなどの活用が考えられます。

5-2 障害のある人との交流と理解啓発	<p>取組がなされていると思う項目にチェックします。判断に迷う場合もあると思いますが、絶対的な基準はありませんので、それぞれの実情に応じて多様な視点からチェックを付けてみてください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 障害のある者とない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」 [※] 学習を実施している。 <input type="checkbox"/> (2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 日常の学校生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。	
上記以外の取組	<p>上で示された項目以外に取り組んでいることがあれば記載してください。</p>
<p>学校全体の取組ではないが、福との間で、互いの学校の文化祭に</p>	<p>各項目の取組状況を踏まえて、総合的にご判断ください。それぞれの実情に応じてご判断いただくよう、チェックが付いた項目の数や種類に基づく明確な基準は設定していません。このチェック結果を、ナビゲーションシートに転記していただきます。</p>
<p>「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> できていない ▶ (* <input type="checkbox"/> 重点的に取り組む必要がある)</p> <p>* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。</p>	
<p>インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)</p>	
<p>上段で「重点的に取り組む必要がある」にチェックを入れた場合に記入していただき、振り返りの際にご活用ください。</p>	

STEP 2 「ナビゲーションシート」で園や学校の強みや課題を可視化したり、教育委員会で果たすべき役割や機能を確認したりして重点的取組の方策を検討する

「ナビゲーションシート」を使って、全体の取組状況を俯瞰し、強みや課題を可視化したり、役割や機能などを確認したりした上で、重点的取組の方策案を検討します。重点的取組は、園や学校、教育委員会の実情に応じて総合的に判断します。「できている」にチェックが付いた強みを活かしたり、「できていない」にチェックが付いた課題について検討を行います。

教育委員会用「インクル COMPASS」では、「どちらとも言えない」の代わりに「現在取り組んでいる」の欄を設けていますので、施策の実施状況を反映させてチェックすることができます。また、重点的取組の方策案では、長期的取組と短期的取組を区別できる欄を設けていますので、取り組む期間（年）を記入してご活用ください。

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

	できている	どちらとも言えない	できていない	重点的に取り組む必要がある
観点1 体制整備				
(1-1) 校内の支援に係る体制整備	○			○
(1-2) 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進		○		
(1-3) 地域への理解・啓発		○		
(1-4) 管理職のリーダーシップに基づく学校経営	○			○
			○	
		○		○
(2-3) 教育支援機器の整備	○			
(2-4) 教室配置及び既存の教室の活用	○			
観点3 教育課程				
(3-1) 特別の教育課程の編成	○			
(3-2) 特別の教育課程の実施・評価	○			

左ページにある「『取組状況』と『上記以外の取組』をあわせた上での判断」を見ながら○を付けてください。

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要（できるだけ具体的に記載してください）
1	1-1	校内研修を実施し、職員が、自校の特別支援教育の校内体制について「インクルーシブ教育システム」の視点からその価値を認識できるようにする。
2	2-2	個別の教育支援計画と合意形成した上で記入する旨の旨に並び、その際の手続きを明確にすることで、保護者の理解もいただけるようにする。
3	5-1	個別の指導計画の書式の見直しを行い、各教科の目標と目標達成のための支援を見やすくする。

インクルーシブ教育システムのさらなる推進に向けて重点的に取り組むべき方策を記入してください。

STEP 3 「インクル COMPASS」の結果を共有し、取組につなげる

「インクル COMPASS」の実施結果を学校全体で共有したり、教育委員会内のチーム等で検討するなどして具体的な取組につなげていきましょう。すぐに取り組める内容や長期的に取り組むべき課題があると思います。実情に応じて無理のない計画を立てましょう。

最後に「インクル COMPASS」を活用して実施した取組を振り返ることで、次の取組や今後の計画に活かしていきましょう。





○関連情報リンク集

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 <https://www.nise.go.jp/nc>

- ・インクルーシブ教育システムチーム

https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

- ・インクルーシブ教育システム推進センター

http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

文部科学省による実施事業の情報（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm

インクルーシブ教育システム構築支援学校施設データベース（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/shisetsuDB/index.html

「インクル COMPASS」は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で実施した基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」（平成28年度～令和2年度）において作成したものです。

「インクル COMPASS」の作成にご協力をいただきました都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、研究協力者、研究協力機関の皆様にご心より感謝申し上げます。



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
TEL: 046-839-6803 FAX: 046-839-6918
(令和3年2月発行)

発達障害のある子供の教育に関わる
全ての教員の皆様へ

もしかして、それ…

二次的な障害 を生んで いるかも…?



**二次的な障害は、周囲の正しい理解や
適切な関わりによって防ぐことも、低減することもできます。**

※ 発達障害のある子供の中には、学校や地域社会において適切な指導や必要な支援が受けられず、適応が困難な状態（情緒不安定、不登校、ひきこもり、精神疾患等）、いわゆる「二次的な障害」により厳しい現状に置かれている子供がいます。

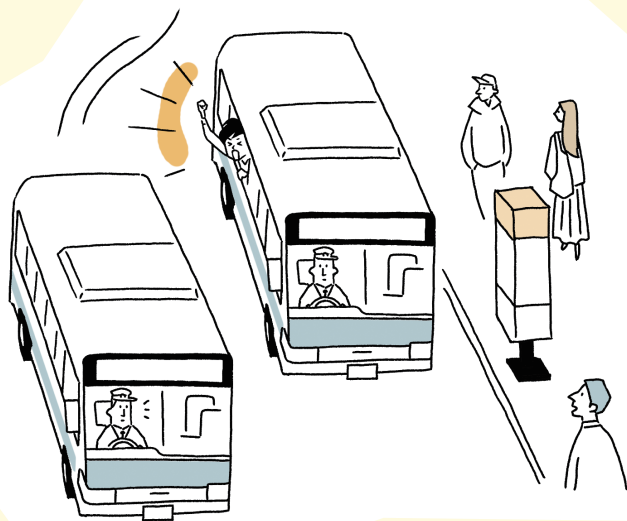
◆ 実際の指導場面(子供のつぶやき等)から 見えてくる取組のヒント!

— 困難な指導事例を通して、指導のポイントや子供達の気持ちを理解し、適切な指導のヒントをつかみましょう —

事例 1

良好な友達関係の構築

Aさんは、勉強の中でも特に算数が得意で自信を持っている小学生。でも、勝ち負けや順番へのこだわりが強く、友人関係で上手くいかないことが多い。



本当は、
バスの前の席で
景色が見たいだけ
なんだけどなあ……

Aさんの気持ちは、「○○したい」
だけなのに「周りを困らせる行動ば
かりする」と誤解されていたよう
です。このような誤解やレッテルの積
み重ねが子供達を苦しめてしま
います。



Point!

通級による指導では、自分の気持ちを伝え、それを理解してもらえる
経験を積み、対人関係のルールを学びます。それにより、小集団にお
いて友だち関係を築く力を身に付けることもできます。また、通常の学
級の担任との連携が大切となります。

学校教育の立場から

【小学校】

● 他者への信頼感を醸成させるためには、仲間意識をもてる小集団の中で、行動や発言が認められることが重要です。また、SSTなどを通し人との関わり方の方法を伝えていくだけでなく、児童自身の思いを大切に、集団作りをしていくことが大切になります。

● 児童を多面的にとらえ、良さも含めたアセスメントを行う中で「得意を活かしてこうすればうまくいく」という方法、あるいは「苦手なところは代替手段を活用したり、援助したりしてもらえば良い」という援助行動への支援も含めることが重要です。

事例2

不安や思い込みの軽減

本当は、みんなの言っていることが良く分からない。全員が自分についての悪口を言っているように思えるから不安なだけなんだ…。

Bさんは、学業に困難さはなく学習への意欲も持っている中学生。しかし、友だちの発言の真意や文脈を捉えることに難しさがあり、過剰に反応してしまうことがある。



Bさんは、状況の理解が難しいこともあり、その中で感じる不安をどのように友だちに伝えれば良いのかが分からず困っていたようです。行動面に焦点が当たっていますが、その背景にある本人の気持ちを理解することが重要です。

Point!



通級による指導では、本人の思いや考えを尊重することで信頼関係を構築することが重要です。その上で、場面の理解や状況に応じた言動の取り方を学びます。信頼できる教員の存在は、苦手なことに向き合う際にも非常に大切な基盤となります。

学校教育の立場から

【中学校】

特性のある生徒が、学校や社会で適応し自信を持って生きていくためには「自己理解」が必要です。また、信頼できる人との出会い、その人にSOSを出すことも身に付けていくことが重要です。それが通級による指導に求められていることとも言えます。

事例3

社会性が向上

本当は、相手を怖がらせるつもりはなく、嬉しい気持ちを伝えただけなんだ。

Cさんは、自分で目標を設定するなど、前向きに学習に取り組むことのできる高校生。しかし、人からの親切を、自分に対する特別な好意と捉えてしまうことがある。



高校生という発達段階では、相手に対して「誤解では済まされない印象」を与えてしまうことがあります。結果として、本人自身が深く傷ついてしまうことがあるため、早急な対応が必要となります。

Point!



通級による指導では、人との適切な距離感の取り方等、個別的に指導を継続することで、対人面での適切な行動を積み上げることができます。また、高校生という発達段階を考慮すると、継続的な指導と同時に、早急に対応すべき課題がある場合には、対応スキルについて具体的に提示することが重要となります。

学校教育の立場から

【高等学校】

高校の通級による指導や学習・生活支援は、小中学校の支援の延長や完成形ではなく、社会接続や進路実現のための第一歩であると考えることが大切です。

自己表現などに課題を持つ発達障害のある生徒にとって、生徒同士の学びあいの中で自己への理解を深めるためには、高校での居場所やよりどころとなる人をどう見つけていくかが大きな課題です。

通級による指導を知ろう

通級による指導では、子供一人一人のニーズに合わせ指導をおこないます。子供が主体的に学習や生活上の困難を克服し、通常の学級や社会の中で質の高い人生を歩んでいくことをサポートしていきます。

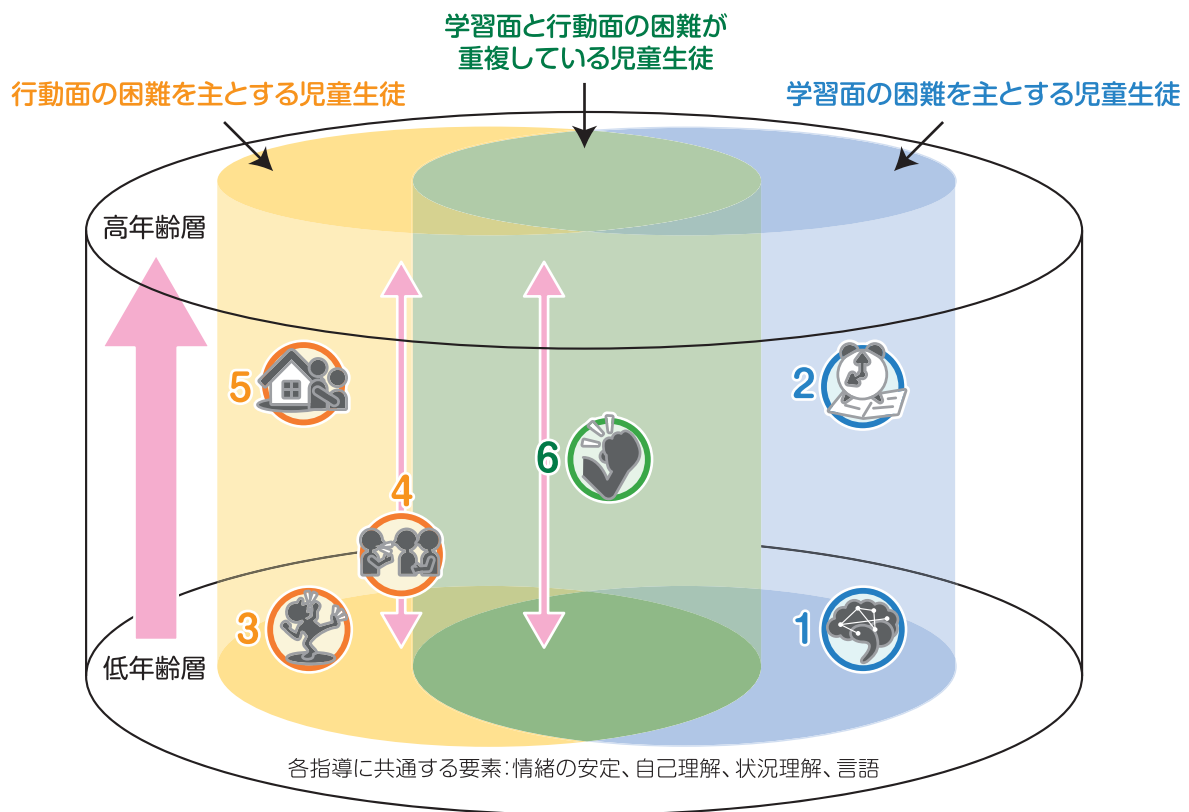
本研究では、発達障害のある子供へ専門的な見地から支援を提供する「通級による指導」において、どのような指導がなされているのかを子供の困難さと年齢層という切り口から整理しました。結果、図表に示した**6つの内容**があることが示唆されました。

図は、各指導がよくみられる場面（**年齢層と児童生徒の困難**）を踏まえて6つの内容の関係を表わしています。

もちろん、それぞれの指導の内容は**どの場面でも必要**になるものです。学校では子供一人一人の学びにとって**最適な環境**を整えていくことが大事になります。

なお、6つの指導は、本紙3つの視点「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」とも密接に関係するものです。

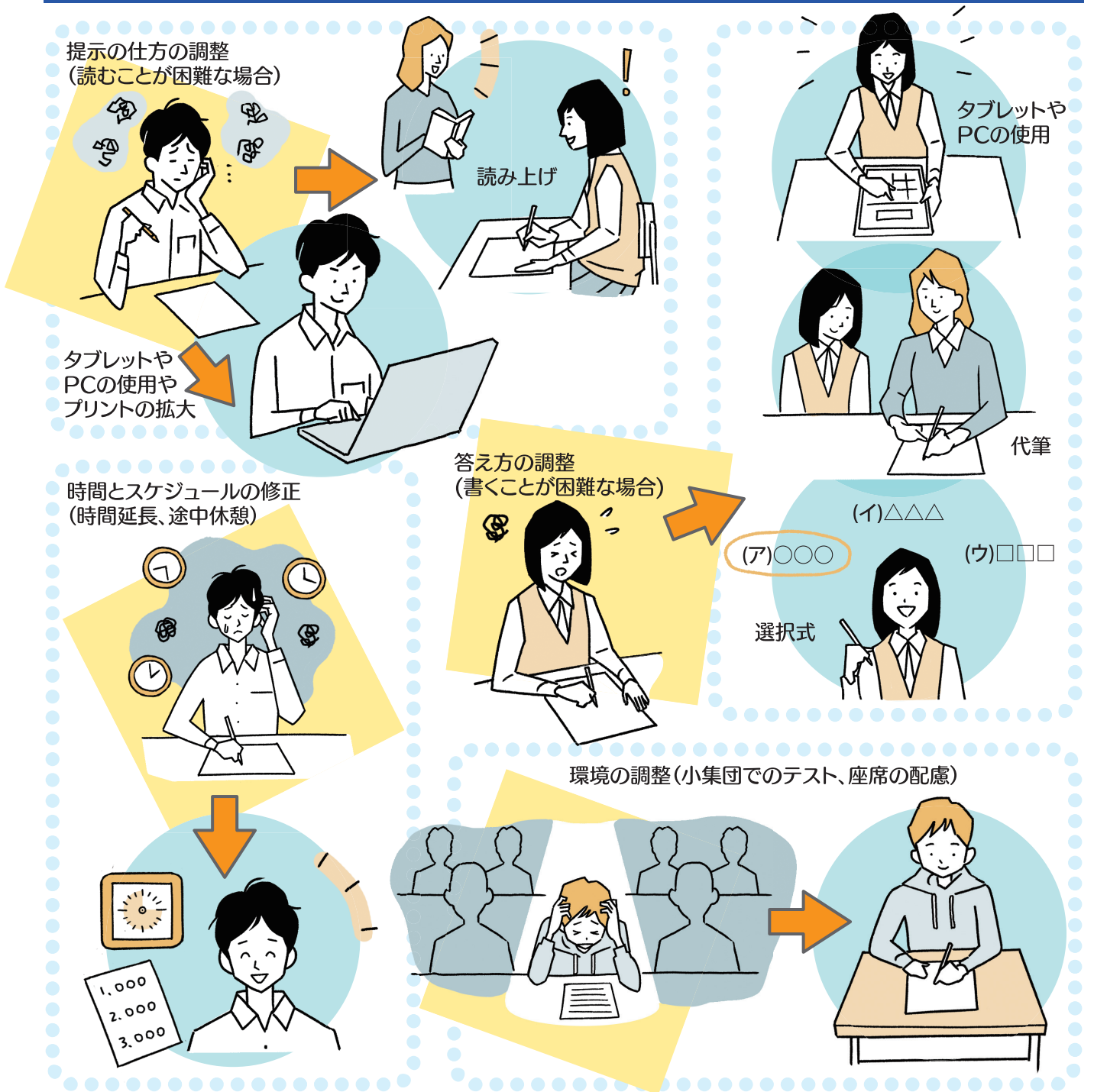
これらの研究知見の詳細については報告書に記載していますので、そちらを参照してください。



指導	指導の特徴	指導がよくみられる場面	
		学校種(年齢層)	児童生徒の困難
1 感覚や認知の特性を踏まえた指導	得意な感覚や認知を有効に活用した指導をおこなうこと	小学校	学習面
2 学習習慣の指導	学習の仕方や態度を含み、学習習慣を形成するための指導をおこなうこと	中・高等学校	学習面
3 行動制御の指導	行動(または運動・動作)を抑制したり、コントロールしたりするための指導をおこなうこと	小学校	行動面
4 社会的コミュニケーションの指導	人との関わりややり取りを促すための指導をおこなうこと	小・中・高等学校	行動面
5 生活基盤の指導	心身の健康を維持改善し、生活の基礎を整えるための指導をおこなうこと	中・高等学校	行動面
6 自己効力感の指導	「自分是可以る、やれる」という自己効力感(自己の可能性の信念)を育て、学習や活動への意欲を促すための指導をおこなうこと	小・中・高等学校	学習・行動面

※本研究で実施した調査における全体のサンプル数は、発達障害及び情緒障害通級のある学校1,238校(小642、中478、高116、不明2)、通級担当教員1,778名(小974、中626、高178)でした。なお、各ページの結果を導くために利用された有効サンプル数は、分析により異なります。

学びへのアクセス



LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、ASD(自閉スペクトラム症)の異なる障害種や、発達段階(小・中・高)においても「代替手段の使い方(PCやタブレットの使用)」、「テスト等を受ける際に必要なスキル」に関する指導は、40%に満たないことが調査結果からわかりました。しかし、これらはいずれも「合理的配慮」に通じるものです。自分にどのような特性(得意、不得意)があり、どのような手段で補えば、苦しさや困難さを克服できるかを考え、成功経験を積むことは非常に重要です。こうした

自己の特性理解を支援することこそ、通級による指導の本務とも言えます。

さらに、代替手段やテスト等を受ける際のスキルの習得は、**通常の学級での授業や、テスト場面で使用することを考えると、通常の学級との連携は不可欠です。**具体的には、通常の学級における代替手段の意義や合理的配慮の必要性の理解、スムーズな活用に向けての環境作り等が挙げられます。

学びへのアクセス: 通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、障害による障壁をなくし、児童生徒の能力を最大限に発揮できる状況を創り出すこと。

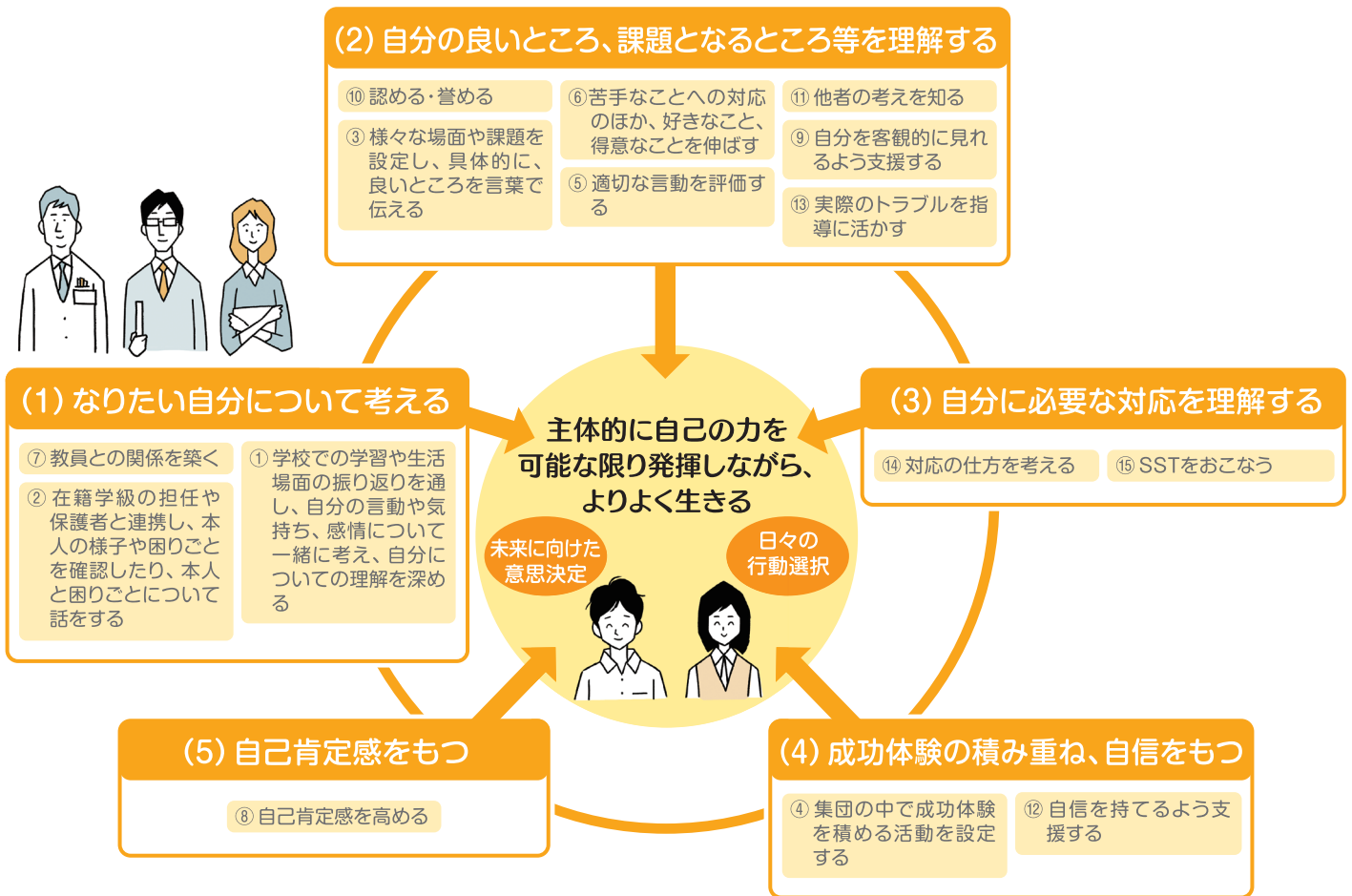
自己理解

通級による指導において、自己理解に関する指導・支援は、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、ASD（自閉スペクトラム症）の異なる障害種や発達段階（小・中・高）でも高い割合（8割以上）で実施されており、子供の自立に向けた力を育む上で重要と認識されていることが分かりました。

子供の自己理解を深める上で、通級担当者が特に重視している指導・支援の内容は、図に示した①～⑮の内容に整理されました。また、こうした指導・支援を効果的に進めていく上で、5つのポイントが重要になると考えられます。

自己理解に関する指導・支援に当たっては、子供の「こうなりたい」という願いが出发点となり、成功体験による自信の獲得や自己肯定感の向上を軸としたうえで、自分の課題となる点に理解と必要な対応方法の検討やソーシャルスキルトレーニング（SST）等を進めていくことが重要となります。

また、通級による指導の学びを在籍学級で活かすためには、通級による指導の担当者と学級担任が連携することで、指導・支援方法を共有し、温かな見守りを行っていくことが重要となります。



※研究協力者との協議結果を踏まえて指導・支援内容の整理を行った。
 ※共起ネットワーク分析で得られた知見を、各ポイントにおいて参考となる指導・支援内容として例示。各ポイントと一対一ではない点に留意。
 ※各ポイントの番号には、順序性があるわけではない。ただし、一つのケースとしてこうした順序性による指導の展開もありえると考え記載した。

図 自己理解の指導・支援に関する5つのポイント

信頼感

「信頼感」は、人と関わる中で育まれる感覚です。私たちは適度に「信頼感」を持っていることで、安定した対人関係を築いたり、困った時に人に頼ったりすることができます。ですが、発達障害のある人は、障害特性が理解されづらいため、怒られたり、否定されたりしやすく、信頼感が低くなりがちです。では、子供の信頼感を育み、二次的な障害を引き起こさないためには何をすればよいのでしょうか？



「どこ」で「どんな」支援や指導をすればいいの？

通級による指導

通常の学級

⑥ 連絡調整

⑤ 社会性の獲得

「対応スキル」「会話スキル」「援助要請力」

④ 自他の理解

「自分を知る」「他者の気持ちの理解」「他者の良さを知る」

③ 関係構築

「誠実な対応」「信用」「他者の気持ちの代弁」

② 支援的対応

「話をさく」「助言」「肯定的評価」「活動の共有」「サポート一般※」

① 安心感

「受容的・肯定的対応」「ほめる・認める」「過ごしやすい環境づくり」

※「サポート一般」とは「困った時に助ける」などの対応です。

通級による指導の担当者に「信頼感」を育むために重要と考えて取り組んでいる支援や指導についてたずねました。その結果、「①安心感」を与えること、「②支援的関わり」をすること、「③関係構築」「④自他の理解」「⑤社会性の獲得」「⑥連絡調整」に関するこの6つに整理されました。6つの支援や指導の中でも、①と②は通常の学級でもぜひ取り組んで欲しいこと、③～⑥は通級による指導でよく取り組まれています。通常の学級でも取り組みが期待されることです。通常の学級と連携することで、より効果が期待されます。

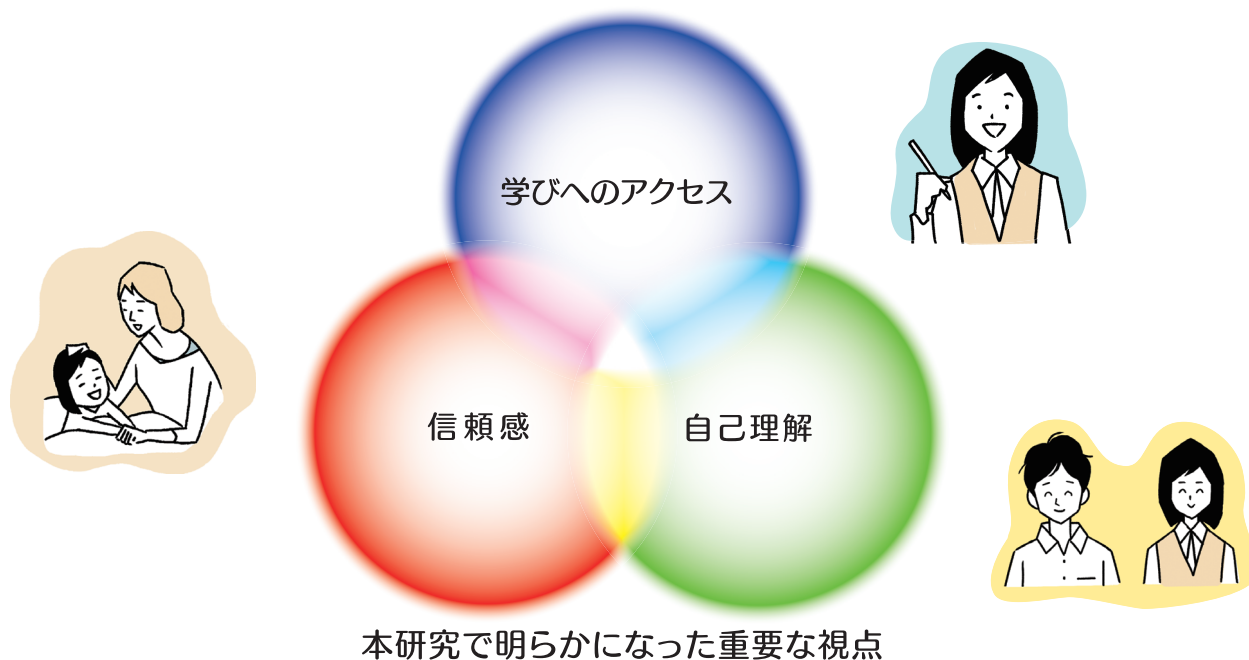
通級による指導で取り組まれている支援や指導は、通級による指導の場のみならず、在籍する学級でも取り組まれ、子供が生きやすさや、学びやすさを実感できるようになることが大切です。そのため「⑥連絡調整」に含まれる「連携」の取り組みは通級による指導における専門性の1つとされています。通常の学級からも積極的に子供の様子や指導の内容を発信し、相互に「連絡調整」が発展していくことが期待されます。

発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆さんへ

本研究では、二次的な障害の予防の観点について、福祉や矯正教育などの関連機関からも情報収集・協働しながら検討し、重要となる視点を明らかにしました。その際、特に発達障害のある子供にとっての有効な指導の場の一つである「通級による指導」、さらには、その通級による指導において特別の教育課程を編成する場合に参考にするとしてされる特別支援学校の指導領域である「自立活動」にも焦点を当てました。

本研究で明らかになった3つの視点「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」は、いずれも目新しい知見ではなく、これまでも重要視されてきたものと言えます。しかし、これらを実際に教育の中で実践していくことは容易なことではありません。子供たちが社会の中で自己実現できるよう、学校教育の中で、友人や教員等との間に信頼感を育みながら、学びを楽しみ、こうなりたい自分に少しでも近づけるよう支援することが学校教育の目指すべき姿です。

このリーフレットを、通常の学級、通級指導教室をはじめとする、発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆さんにご覧いただき、子供たちが少しでも二次的な障害を味わうことのないよう願います。



福祉、矯正教育の立場から

【福祉】

● 二次的な障害は、担当の教職員との関係悪化だけがきっかけではなく、本人を取り巻く様々な環境から影響を受け、発症することもあるため、周囲の支援者はもちろん、本人も無意識のまま症状が悪化してしまうことが多々あります。学校関係者だけが二次的な障害への対応やその予防の責任を負うのではなく、児童期・思春期の専門家、心の専門家、地域の支援者との連携や役割分担も含めた上で、「予防・支援プラン」を立てるスキルが、教育現場の支援者に求められているように思います。

【矯正教育】

- 就労支援・修学支援を中心に、社会定着支援のために、関係機関が連携した取り組みが始まっています。在院中の本人への働き掛けだけではなく、入院の前から、本人を取り巻く周囲（保護者、雇用主）が本人の「特性」を理解するための働き掛けが重要であると感じます。
- 発達障害を有する者に自己の特性を理解、受容させるということは、出院後に適切な支援サービスを受けながら地域社会のセーフティネットに包摂されるための前提となります。社会復帰支援における福祉的支援体制を確保するためには、支援を受ける心構えを持たせることが大切です。

特別支援教育における 教育課程に関する総合的研究

— 新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題 —

(平成30年度～令和2年度)

研究の目的



なぜ研究を行ったの？

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれで、**育成を目指す資質・能力の指導の状況、学びに必要な一人一人への支援の状況等の把握**を目指しました。



平成29・30・31年には、**学習指導要領の改訂**が行われました。学習指導要領の改訂に当たっては、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、**育成を目指す資質・能力等の基本的な考え方を、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で共有**できるように、記述が工夫されています。特別支援学校や特別支援学級の在籍児童生徒や、通級による指導の対象となる児童生徒の数は増加傾向で、小・中学校等で支援を必要とする児童生徒も把握されています。多様な学びの場における指導の充実のためには、**改訂された学習指導要領のもとで教育課程の編成・実施、評価、見直しがどのように行われるか**を検討する必要性がありました。

主な研究の方法

質問紙調査では、平成29・30・31年告示の学習指導要領が完全実施される以前の状況の把握を目指しました。

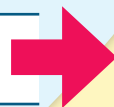
名称	対象	対象の抽出	回収率
a. 特別支援学校 小・中学部教育課程状況調査	教務主任	視覚障害特別支援学校52校、聴覚障害特別支援学校67校、知的障害特別支援学校283校、肢体不自由特別支援学校141校、病弱特別支援学校57校を抽出。	38.0%
b. 小・中学校特別支援学級教育課程状況調査	特別支援学級担任	全国の特別支援学級設置小・中学校リストをもとに、各都道府県の設置校の比率に応じ、600校を無作為に抽出。	20.7%
c. 小・中学校通級指導教室教育課程状況調査	通級指導担当者	全国の通級指導教室設置小・中学校リストをもとに、各都道府県の設置校の比率に応じ、600校を無作為に抽出。	22.2%
d. 小・中学校状況調査	学校長	各都道府県の小・中学校の比率に応じ、607校を無作為に抽出。	20.9%
e. 特別支援学校高等部教育課程状況調査	教務主任	視覚障害特別支援学校53校、聴覚障害特別支援学校62校、知的障害特別支援学校305校、肢体不自由特別支援学校123校、病弱特別支援学校57校を抽出。	50.2%
f. 高等学校教育課程状況調査	教務主任	通級設置校については、調査時点で把握された132校を対象とし、通級設置のない全国の高等学校は600校を無作為に抽出。	設置校56.0% 非設置校40.1%

事例研究では、4つの特別支援学校、2つの小・中学校特別支援学級の事例を取り上げました。

事例研究の概要			
学校/学級	障害種等	教育課程	事例研究の主な内容
特別支援学校	聴覚障害	準ずる	教科等横断的な視点からの教育課程の編成に係る取組
特別支援学校	知的障害	知的	学習評価の活用に関する取組
特別支援学校	知的障害	知的	各教科の指導の改善・充実を目指した取組
特別支援学校	肢体不自由	自立	自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例(流れ図)を活用し指導の充実を目指した取組
小学校特別支援学級	知的障害	知的	教育課程の見直しの取組
中学校特別支援学級	自閉症・情緒障害	準ずる	自立活動の個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の指導の実際

結果は…

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれで把握されたデータ等をご紹介します。次ページをご覧ください。





各教科等横断的な視点で資質・能力を育む授業時数等の設定と指導の工夫 & 学部段階間及び学校段階等間の教育課程の連続性の担保が大切。

【事例研究より】

事例校においては、個別の指導計画について、教科ごとに別ファイルとして分かれていたものを、各学期で全教科を見られる書式へと変更しました。記載内容等についても精選したことで、教科等横断的な視点による指導内容の配列や関連付け等が少しずつではありますが進んできた取組を報告しています。

教科等横断的な視点による単元構成の概要

当該学年教科と単元		概要
小2	図工 ストローでこんにちは 国語 馬のおもちゃの作り方	・図工でおもちゃを作り、その作り方について説明する文章の書き方を、国語で学ぶ。
小3	国語 気持ちをこめて「来てください」 特活 学習発表会	・学習発表会を取り上げた単元を、実際の行事に合わせて学ぶ。
小4	社会 小石原の人々の暮らし 国語 伝統工芸のよさを伝えよう	・社会で伝統工芸について学習し、わかったことのまとめ方や説明について国語で学ぶ。
小5	理科 流れる水のはたらき 社会 自然災害とともに生きる	・理科で洪水の被害や備えについて学習し、社会で自然災害への理解を深める。
小5	社会 日本の国土とわたしたちの暮らし ～沖縄の気候～ 理科 台風と防災	・台風への沖縄の具体的な備えを社会で学習し、台風と防災への理解を深める。

* 準ずる教育課程とは、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容等で編成する教育課程です。

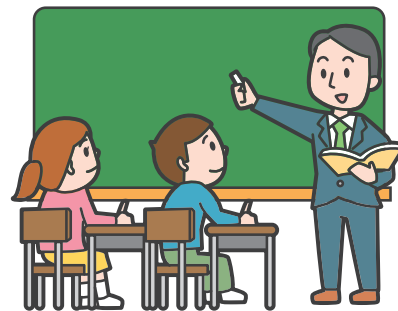


各教科等の目標及び内容の指導に必要な授業時数を定める手続き & 各教科等の授業時間のバランスが大切。

【調査結果より】

知的障害の教育課程小学部・中学部における各教科等別の授業時数で「0単位時間」の回答状況

	小学部第3学年	小学部第6学年	中学部第3学年
生活	134校 (n=161)	137校 (n=168)	
国語	12校 (n=170)	12校 (n=172)	9校 (n=176)
社会			133校 (n=168)
算数・数学	12校 (n=169)	12校 (n=171)	9校 (n=176)
理科			134校 (n=169)
職業・家庭			102校 (n=172)
特別の教科道徳	123校 (n=158)	127校 (n=161)	126校 (n=164)
自立活動	28校 (n=172)	32校 (n=174)	33校 (n=176)



教科等によっては「0単位時間」となっている場合、調和的な発達の視点から考えた時に各教科等のバランスは大丈夫でしょうか？

「0単位時間」の学校は、各教科等を合わせた指導の中で指導を行っているのでしょうか？

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素です。

各学校が、創意工夫のある教育課程を編成・実施するためには、学習指導要領の理念や規定を再確認して、『指導形態』（教科等別に指導するか、各教科等を合わせて指導するか等）を決める前に、学習指導要領に示された各教科等の目標および内容の指導に必要な授業時数を定める手続が必要です。

【調査結果より】

各教科等を合わせた指導の年間指導計画について (小学部・中学部) (複数回答)		
年間指導計画における記載事項	知的 (n=201)	自主 (n=135)
取り扱う各教科等の目標の系統性	16	10
取り扱う各教科等の内容の関連性	45	35
取り扱う教科等の指導時数	52	27
いずれも記されていない	114	80

観点別学習評価の状況について評価規準の作成有無 (小学部・中学部)		
	作成している	作成していない
知的教育課程 (n=213)	30	183
自主教育課程 (n=135)	18	117

また計画的・系統的な指導を行うためにも、例えば、年間指導計画や単元指導計画の工夫が考えられます。さらに、知的障害の各教科等の指導においても、観点別学習評価が求められています。児童生徒の学びの状況を把握して授業改善や教育課程の見直しにつなげるためにも、三つの資質・能力に沿った評価規準を定めることが必要です。

本研究では、これらの課題に着目した、事例研究を取り上げました。詳しくは、成果報告書をご覧ください、手続や方法を参考にしてください。

●事例研究 (学習評価の活用)

カリキュラム・マネジメントを進める中で、『各教科内容表』『題材計画表』『授業評価シート』を用いて授業を検討することで、授業改善に取り組んだ事例です。各教科等を合わせた指導においても『どの教科のどの内容を合わせて指導するのか』という視点で単元を構成するようになり、個々の児童生徒の指導目標も三つの柱に沿ったものになっていきました。

●事例研究 (各教科の指導に係る単元指導計画)

各教科の単元指導計画策定において、学習指導要領に示されている段階と目標を明確にしなが単元における指導目標や指導内容を設定するように取り組み、さらに『評価の観点』を設けることで、計画段階からその学習評価について考えて指導と評価の一体を目指した事例です。学部によって単元指導計画の基となる年間指導計画を詳しく見直す機会となり、年間指導計画から単元指導計画への流れが整理され始めました。

* 知的障害の教育課程とは、特別支援学校学習指導要領に示されている「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」の各教科の目標や内容で編成する教育課程です。

* 自立活動を主とする教育課程とは、特別支援学校学習指導要領に示されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に示されている規定を用いて編成される教育課程です。



流れ図を参考にする際には、自校の実態に合わせて情報の収集・収束の方法を工夫したり、ファシリテーターの役割を明確にしたり、言葉の解釈等の共通理解を図ることが大切。

【調査結果より】

自立活動の個別の指導計画の作成において、指導すべき課題を明確にして、指導目標及び指導内容を設定するために、取り組まれていること（複数回答）（小学部・中学部・高等部）（n = 455）

カテゴリー内容	件数
・ケース会・集団討議の開催（保護者への確認含む）	256
・個別の指導計画の書式の工夫	212
・自立活動部専任教員や外部専門家と検討	165
・研修	159
・実態把握シート・課題関連図の作成	146
・諸検査やレディネステスト	101
・記録や評価方法の工夫	96
・実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示（流れ図）の活用	87
・手引きやマニュアル	77

学習指導要領解説（自立活動編）には、自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例（流れ図）を充実させて示しています。各学校には、これらを参考にしながら、既存の自立活動の個別の指導計画の作成システムの見直しや改善に取り組み、自立活動の指導の充実につなげることが期待されています。

流れ図を活用した個別の指導計画の作成システムのポイント

事例研究では、以下のようなことをポイントにして取り組み、円滑な話し合いと合意形成を目指しました！

- 校内研修として位置付けながら、年間を通じて検討に必要な時間を確保して取り組みました。
- 実態把握において、行動観察等で得た情報の記述方法について確認しました。
- 「課題」等の言葉の解釈を校内の教職員で確認し、何を導きだすための取組が共通理解を図りました。
- たくさんある情報を収束させながら、グループ内の教員が積極的に意見交換して合意形成が図れるようにするために、カード整理法を活用しました。
- グループでの話し合い場面における、ファシリテーターの役割を明確にしました。

等



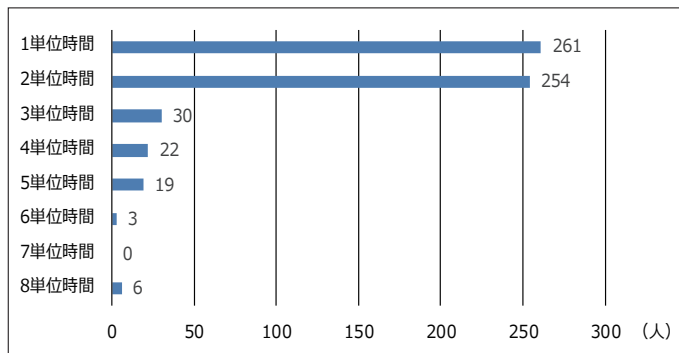


ポイント 地域ごとの状況に応じながら、巡回指導や他校通級の充実を図ることが大切。

改訂以前の通級による指導の状況 (抜粋)

【調査結果より】

通級による指導の担当者へのアンケートから、指導に配当される時間数は週当たり1～2単位時間に集中していること、指導形態は自校通級が多いこと、「診断なし」の児童生徒が指導の対象として多数含まれていること、児童生徒はほとんどが個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成され指導を受けていること、等が明らかになりました。



週当たりの授業時数 (小・中学校) (n=595)

通級による指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあります。巡回指導や他校通級を受けられるような取組が重要となります。他校通級の充実には、ICT・遠隔技術の活用が期待されます (中教審, 2021)。



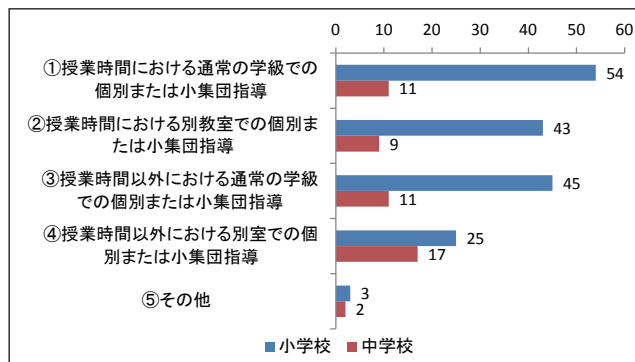
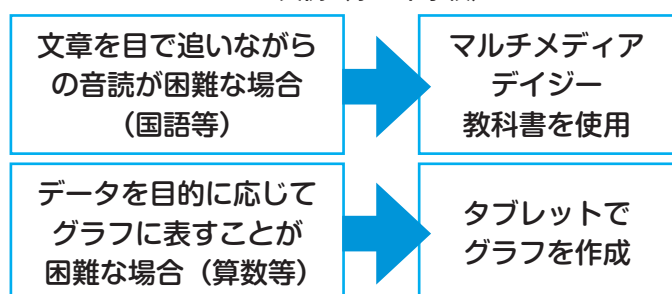
ポイント 柔軟な形態での支援の提供が大切。

改訂以前の通常の学級での個別の指導・支援の状況 (抜粋)

【調査結果より】

小・中・高等学校の通常の学級では、障害のある児童生徒等への個別の指導・支援を実施していました。組織的・計画的な対応を尋ねると、小学校では、授業時間における通常の学級での個別または小集団指導、中・高では、授業時間以外における別室での個別または小集団指導を実施しているという回答がありました。

各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫例 (小・中学校)



柔軟な形態での支援の提供 (小・中学校; 複数回答)

障害のある児童生徒等の指導・支援は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが求められます。



ポイント 既習事項や習得状況の把握が大切。

【事例研究より】

小学校知的障害特別支援学級の事例では、改訂後の学習指導要領に示された各教科の目標、内容を下のようなりすとにまとめ、児童一人一人の既習事項や習得状況をチェックしながら実態を把握する取組を報告しています。

三つの柱	目標	算数(1年)		
知識及び技能	(1) 数の概念とその表し方及び計算の意味を理解し、量、図形及び数量の関係についての理解の基礎となる経験を重ね、数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、加法及び減法の計算をしたり、形を構成したり、身の回りにある量の大きさを比べたり、簡単な絵や図などに	A 数と計算	(1) 数の構成と表し方	ア もののとを対応させることによって、ものの個 イ 個数や順番を正しく数えたり表したりすること。 ウ 数の大小や順序を考えることによって、数の承 エ 一つの数をほかの数の和や差としてみるなど、1 オ 2位数の表し方について理解すること。 カ 簡単な場合について、3位数の表し方を知ること。 キ 数を、十を単位としてみること。 ク 具体物をまとめて数えたり等分したりして整理し、 ア 加法及び減法の意味について理解し、それらが イ 加法及び減法が用いられる場面を式に表したり。 ウ 1位数と1位数との加法及びその逆の減法の計 エ 簡単な場合について、2位数などについても加 イ ものの形を認め、形の特徴を知ること。 イ 具体物を用いて形を作ったり分解したりすること ウ 前後、左右、上下など方向や位置についての言 ア 長さ、広さ、かさなどの量を、具体的な操作によ
			(2) 加法、減法	
	B 図形	(1) 図形についての理解の基礎		

児童の実態		
内容の変更を伴った	内容を変更せず配慮を要した	既習

児童の実態を3区分で記入

児童の実態	
内容を変更せず配慮を要した	既習

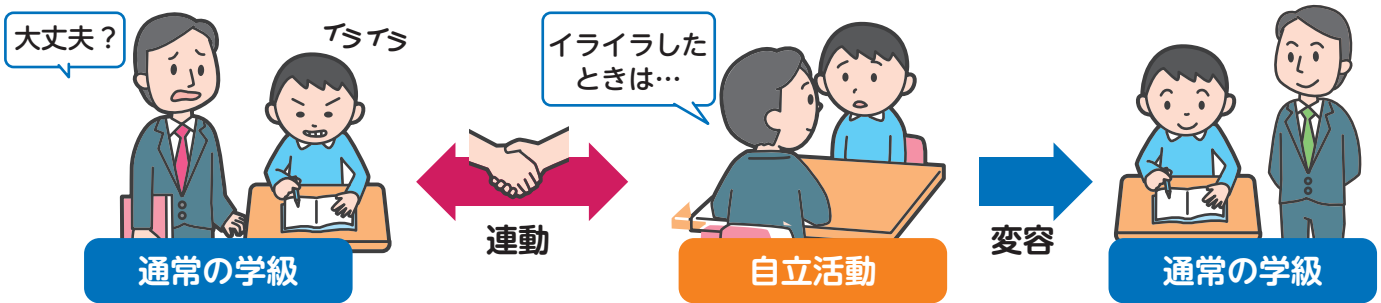
小・中学校学習指導要領解説（総則編）では、各教科の目標設定に至る手続きとして、当該学年の各教科の目標及び内容から丁寧に実態を把握する方法を例示しています。具体的な取組の進め方については、上記の事例研究で得られた知見をご参照ください。



ポイント 交流場面での指導と自立活動の指導との連動が大切。

【事例研究より】

中学校自閉症・情緒障害特別支援学級特別支援学級の事例では、準ずる教育課程を履修する生徒の交流及び共同学習の実際を取り上げ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した指導・支援の実際を報告しています。



自立活動において本人のニーズを明確にし、交流及び共同学習にかかわる通常学級の担任や教科担当に伝えることで、通常学級の授業参加や、学習活動での指導目標達成に必要なことを明確にでき、交流及び共同学習が充実することを考察しています。

小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究

(令和元年度～令和2年度)

インクルーシブ教育システム構築が進む中、肢体不自由のある児童生徒は多様な学びの場で学んでいます。本研究では、小・中学校に在籍する肢体不自由の児童生徒に焦点をあてて、日々の指導や支援の充実に寄与する知見を提供するための研究に取り組みました。

【本研究の目的】

- ①肢体不自由特別支援学級における指導状況（自立活動の指導内容、児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況、外部機関との連携状況、研修の機会等を含む）を調査により明らかにし、課題を分析する。
- ②小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒及び肢体不自由特別支援学級における指導の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめとした地域資源の活用の在り方、授業改善の方策を事例研究により明らかにする。

肢体不自由特別支援学級担任を対象にした調査結果

〈主な結果〉

(1) 調査の概要

(回収率及び肢体不自由特別支援学級の概況)

令和元年5月1日現在の全国の小・中学校における肢体不自由特別支援学級の学級担任を対象に行いました。回収件数は、小学校1,379学級、中学校467学級、合計1,846学級であり、令和元年度学校基本調査における学級数を母数とした場合の回収率は、小学校58.9%（前回調査56.6%）、中学校58.8%（前回調査51.4%）でした。

小・中学校に設置されている肢体不自由特別支援学級は、98.1%（前回調査99.7%）が1学級であり、在籍人数は1人が71.0%（前回調査70.7%）と最も多かったです。また、教育課程の類型は、「当該学年の教科を中心に学習している」割合が60.2%（前回調査54.2%）と最も多かったです。

(2) 肢体不自由特別支援学級の担任について

特別支援学級の担任の肢体不自由に係る特別支援教育経験年数						
	全体 (N)	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上	無回答
全体	1,846	467	1,210	98	20	51
	100.0%	25.3% (21.2%)	65.5% (70.5%)	5.3% (6.1%)	1.1% (2.2%)	2.8%

特別支援学級の担任の肢体不自由に係る特別支援教育経験年数が、5年未満が9割以上でした。

調査結果より、肢体不自由教育の経験が浅い教員が多いことや、研修を受ける機会が少ない現状が確認されました。

担任の特別支援学校教員免許の保有状況				
	全体 (N)	あり	なし	無回答
全体	1,846	498	1,310	38
	100.0%	27.0% (28.5%)	71.0% (71.5%)	2.1%

特別支援学校教員免許を保有している教員は約3割でした。

肢体不自由教育に関する研修の機会				
	全体 (N)	あり	なし	無回答
全体	1,846	1,216	586	44
	100.0%	65.9%	31.7%	2.4%

肢体不自由教育に関する研修の機会が無い教員が、約3割でした。

～ガイドブックを作成しました～

肢体不自由教育の経験が浅い教員の実践を支える情報を提供するために、肢体不自由教育に関する基礎的・基本的な内容を整理して、ガイドブックにまとめました。

(3) 肢体不自由特別支援学級の担任を支える体制等について

調査結果(2)でも示したとおり、肢体不自由特別支援学級の担任の肢体不自由教育経験が5年未満の教員が多い現状を踏まえると、日々の指導・支援の改善・充実を図るためには、肢体不自由特別支援学級の担任を支える環境や体制が重要になります。校内の相談相手の有無について、1,783件(96.6%)が、相談相手がいるという回答でした。その内訳を下表に示します。

校内の相談相手								
全体(N)	管理職	特別支援教育 コーディネーター	他の特別支援学級 担当教員や通級担 当教員	通常の 学級の担任	養護教諭	学校 カウンセラー	無回答	
全体	1,783	1,671	1,537	1,602	1,568	1,521	820	4
	100.0%	93.7% (80.6%)	86.2% (67.0%)	89.8% (84.6%)	87.9% (67.9%)	85.3% (62.3%)	46.0% (20.2%)	0.2%

管理職の果たす役割は大きく、特別支援教育や肢体不自由教育に関する理解を深めることも重要になります。

肢体不自由教育に関する研修の機会では、教育委員会主催の研修の次に特別支援学校の研修が多かったことから、肢体不自由特別支援学級の担任を支える地域資源として、特別支援学校が重要な役割を担っていることが分かりました。しかし、特別支援学校のセンター的機能の活用状況を見てみると、「活用したことがある」が41.8%(前回調査60.8%)で、前回調査より19ポイント下がっていました。

特別支援学校のセンター的機能を活用する際の課題									
全体(N)	手続きや申請の仕方を知らない	手続きが煩雑である	特別支援学校に対して相談することに心理的な抵抗がある	特別支援学校から適切な助言や援助が期待できない	授業等を見られることに抵抗がある	センター的機能を活用するための日程調整が難しい	保護者の了解が得られない	無回答	
全体	1,846	644	499	108	52	81	856	116	576
	100.0%	34.9% (21.5%)	27.0% (14.7%)	5.9% (2.9%)	2.8% (2.3%)	4.4% (1.7%)	46.4% (46.1%)	6.3% (4.7%)	31.2%

特別支援学校のセンター的機能が活用されない背景要因としてこのようなことが考えられます。

特別支援学校のセンター的機能の認識				
全体(N)	知っている	知らない	無回答	
全体	1,846	1,498	291	57
	100.0%	81.1% (92.5%)	15.8% (7.5%)	3.1%

センター的機能を知らない教員もいる現状が分かりました。

改めて、地域の特別支援学校のセンター的機能を確認するとともに、本研究の事例研究を参考にしながら特別支援学校以外の地域資源にも着目して、有効活用することも大切です。

地域資源を活用した授業改善の在り方

本研究では、特別支援学校のセンター的機能をはじめとする地域資源を活用した授業改善に係る7つの取組事例を6つの視点に分けて紹介します。

- 事例1. 特別支援学校のセンター的機能を活用した小学校児童への支援
- 事例2. 特別支援学校のセンター的機能を活用した中学校生徒への支援
- 事例3. 教育委員会等の研修を生かした肢体不自由特別支援学級の授業改善
- 事例4. 大学と連携した肢体不自由特別支援学級における体育科の授業改善
- 事例5. 通級による指導を踏まえた通常の学級における授業改善
- 事例6. 高等専門学校及び大学と連携した肢体不自由特別支援学級の授業改善
- 事例7. 医療機関と連携した小学校支援の実践事例

(1) 個別の指導計画・個別の教育支援計画作成の支援

平成29年に告示された小学校及び中学校学習指導要領において、特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられました。

事例2及び事例5において、特別支援学校のセンター的機能、及び巡回指導を行っている通級指導担当者による個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成や見直しへの支援に取り組みました。在籍校との連携によって児童生徒の教育的ニーズを整理し、必要な支援を検討した結果、授業改善につながりました。また、合理的配慮をはじめ、学校生活上の配慮事項を記載することにより、校内連携の推進にも役立ちました。

(2) 体育科の授業、年間指導計画作成の支援

肢体不自由のある児童生徒の特性として、姿勢保持についての困難や運動・動作の不自由がもたらす困難があり、特に体育の授業に関して悩みを抱えている担任は少なくありません。事例4において、体育科専門の大学教員に助言を得ながら、障害者スポーツの種目を体験したり、教材・教具について意見交換を行ったりしながら、体育科の目標や内容を踏まえて指導内容を検討し、年間指導計画の作成に取り組みました。また、通常の学級の児童と一緒に取り組める内容についても検討し、在籍する児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた授業計画の立案につなげることができました。



(3) 教育委員会等の研修を授業改善に生かす

事例3は、教育委員会や特別支援学校の研修を授業改善に生かした取組です。特別支援学級担任は、児童の言語や歩行の不安定さ、ノートテイクにかかる時間の長さ、リコーダーやはさみの操作の難しさ等の学習上、生活上の困難さから、障害特性を踏まえた教科指導等の方法や自立活動の指導に関して課題意識をもっていました。

そこで、特別支援学校のセンター的機能を活用して、歩行指導や姿勢保持について助言を受け、指導に生かしました。さらに、教育委員会等主催の研修会に参加し、自立活動や肢体不自由の障害特性を踏まえた教材・教具について理解を深め、授業改善に生かしました。





(4) 支援機器の活用による授業改善

事例5では、操作スイッチの製作を工業高等専門学校に依頼し、タッチセンサーを用いた本児に適したスイッチが開発されました。これにより、自動走査式のコミュニケーションエイドを操作し、活動への参加が促進されました。授業では、デジタル化された教科書を読み上げソフトを使って読んだり、カメラアプリのスイッチを押して記録を残したりすることにも活用し、これまで以上に本人の主体的な活動を促す授業改善につなげました。

(5) 医療機関と連携した授業改善

事例7は、医療機関からの助言について、手術・治療のため一時的に在籍した特別支援学校から退院後に在籍する居住地域の小学校特別支援学級に引き継いで、個々の実態に応じた指導・支援の充実を目指した事例です。

身体の状態に合わせた歩行時の支援方法や、いす座位姿勢を保持するためのマットを活用すること等が引き継がれました。さらに、対象児の学習場面で見られる困難さに応じて、特別支援学校の指導で用いていた筆記具のグリップや白黒反転定規等も引き継ぎ、特別支援学級の指導につなげていきました。



(6) 特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善

事例1及び事例2において、特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善に取り組みました。センター的機能として教育相談を行っている特別支援学校は多いですが、事例1では、相談内容の傾向を体育の授業参加、書字、道具の使用、摂食の4つに分類しています。その中で、姿勢や運動・動作以外にも、担任の気付きに合わせて視覚認知の困難さについても助言を行い、授業改善につなげました。

また、事例2の特別支援学校のように、ホームページで充実した研修資料等の公開をしている特別支援学校があります。このような資料を活用して、小・中学校が授業改善に取り組むことも有効であると考えられます。



**各事例の具体的な内容は、成果報告書に掲載しています。
研究所ホームページで閲覧可能です。是非、ご一読ください。**

本研究に関する問合せ先

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話(代表) 046-839-6803

メール: h-shitai@nise.go.jp ホームページ URL: <https://www.nise.go.jp>

国立特別支援教育総合研究所 肢体不自由教育班

研究代表者: 吉川 知夫

研究分担者: 北川 貴章・生駒 良雄・杉浦 徹 (令和3年3月)





「小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究」

－ 全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査 －

全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する状況

【調査の目的と結果の概要】

○目的

「小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究」の一環として、小・中学校の肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒や指導の実態を把握することを目的として、「全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査」を実施しました。

○本調査の対象と主な調査内容

- ・対象：肢体不自由特別支援学級担任
- ・主な調査内容
 - ①基本情報（設置学級数、児童生徒数、教育課程の類型など）
 - ②肢体不自由教育に関する研修機会など
 - ③自立活動の時間の設定、指導内容など
 - ④肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の実態について
 - ⑤学校内外との連携等について

○実施及び回答方法

全国の小・中学校を設置する教育委員会教育長宛てに、文書で管内の肢体不自由特別支援学級を設置する小・中学校長宛てに依頼状及び調査の実施に係る手順書、回答様式の送付を依頼しました。

回答は、本研究のWebサイトに調査票ファイルを置き、回答者がダウンロードして記入した後、E-mailに添付して、回答専用アドレスに送付するよう依頼しました。

○実施時期

令和元年8月～10月

○回答数

小学校1,379学級、中学校467学級（計1,846学級）

肢体不自由特別支援学級の実態として、以下のことが明らかとなりました。

1. 設置されている肢体不自由特別支援学級はほとんどが1学級であり、70%以上の学級で在籍児童生徒数は1人でした。
2. 特別支援学級担任の肢体不自由教育経験年数は、5年未満が90%を超えていました。
3. 教育課程の類型は、肢体不自由特別支援学級に在籍している児童生徒の60%以上が当該学年の教科を中心に学習（準ずる教育課程）しており、自立活動の指導内容を中心に学習している児童生徒は13.8%でした。
4. 自立活動の扱いについては、自立活動の指導時間の設定は80%以上の学級で行われているが、自立活動の時間の設定がない学級も10%以上あることが示されました。
5. 特別支援学校のセンター的機能の活用に関しては、今後活用したい機能に係る主な回答として、進路、病因疾患の理解、実態把握の方法、重複障害の児童生徒への対応、自立活動の指導、運動や体育の指導、教材・教具・補助具、食事、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・助言が挙げられました。

肢体不自由特別支援学級の設置学級数及び在籍人数

- ・設置されている肢体不自由特別支援学級はほとんどが1学級であり（98.3%）、70%以上の学級で在籍児童生徒数は1人でした（表1及び表2）。

表1. 設置学級数

全体 (N)	1学級	2学級	3学級以上	無回答
1,843校	1,811	7	0	25
100.0%	98.1%	0.5%	0.0%	1.4%

表2. 在籍児童生徒数

全体 (N)	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10~15人	無回答
1843校	1,308	355	102	27	8	13	4	26
100.0%	71.0%	19.3%	5.5%	1.5%	0.4%	0.7%	0.2%	1.4%

教育課程の種類

- ・肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、60%を超える児童生徒が当該学年の教科を中心に学習していました（図1）。

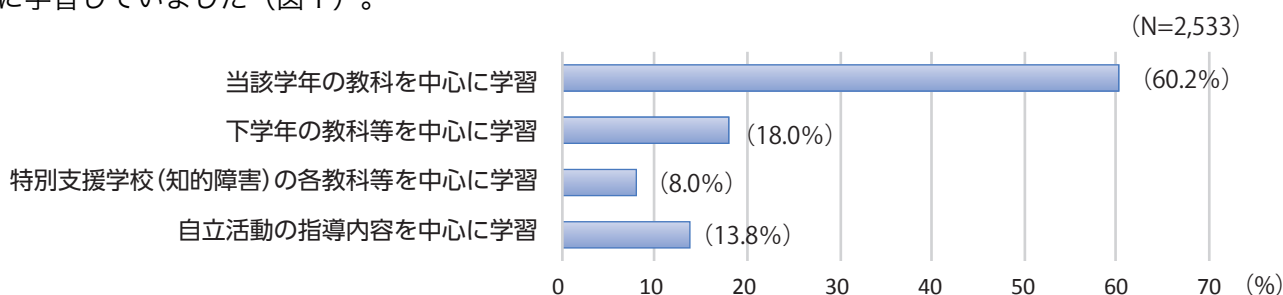


図1. 教育課程の種類

肢体不自由教育に関する研修機会の有無

- ・肢体不自由特別支援学級担任の60%を超える教員が、研修機会を得ていることがわかりました（図2）。

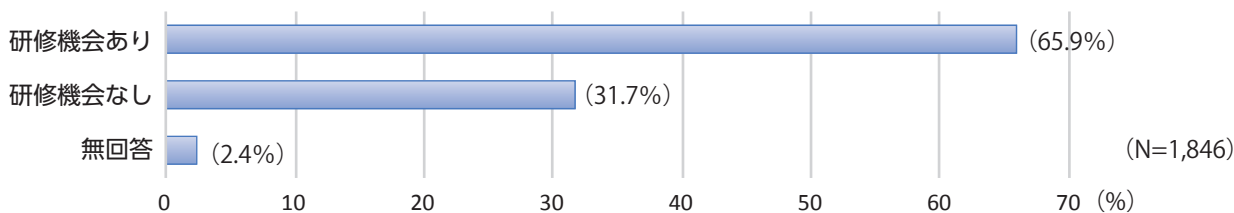


図2. 研修機会の有無

研修の機会がある場合の主催者

- ・研修の主催者は、教育委員会または教育センターの場合が30%を超えていました。特別支援学校のセンター的機能を活用した研修は、約20%でした（図3）。

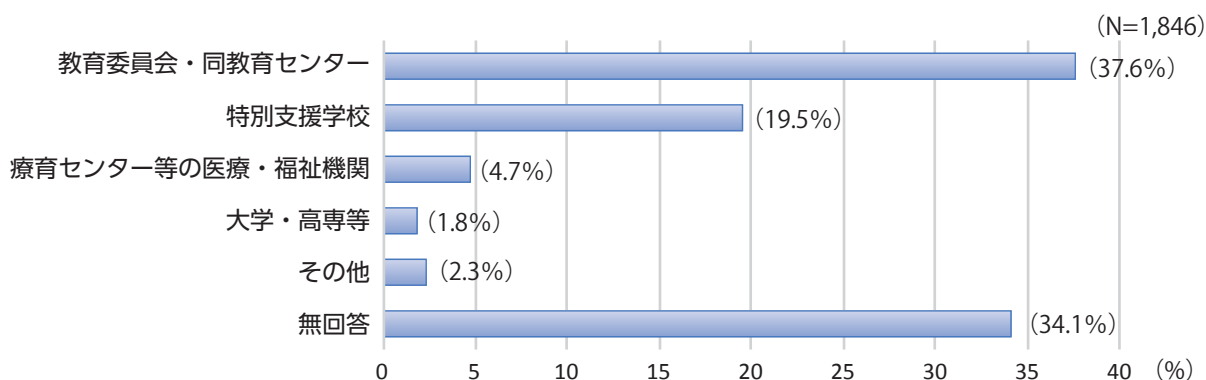


図3. 研修の主催者

自立活動の時間の設定

- ・自立活動の指導時間は、80%を超える学級で設定されていました（図4）。

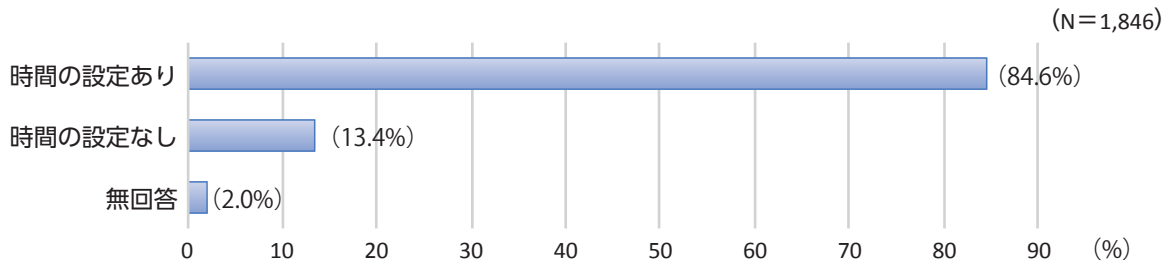


図4. 自立活動の設定

自立活動の主な指導内容

- ・自立活動の主な指導内容について、自由記述で回答を求め、6区分に分類しました（表3）。

表3. 自立活動の具体的な指導内容

自立活動の内容区分	主な指導内容
健康の保持	病気の理解と生活管理、体調管理、排泄
心理的な安定	感情のコントロール、スケジュールの確認
環境の把握	注視・追視、色や形の弁別、目と手の協応動作、触覚過敏の軽減
人間関係の形成	他者とのかかわり方、場に応じた話し方、相手の気持ちの読み取り
身体の動き	日常生活動作の改善、手指の巧緻性、姿勢や歩行動作の改善、身体のリラクゼーション
コミュニケーション	発音の改善、絵カードやICT機器等のコミュニケーション手段の活用

医療的ケアの有無及び内容

- ・医療的ケアの有無と、その内容について、特定行為を選択肢として回答を求めました（表4及び表5）。医療的ケアが必要な子供は304人（11.7%）でした。特定行為を実施しているとの回答は、138人で、その内訳は表5のとおりでした（複数回答）。

表4. 医療的ケアの有無

	全体 (N)	必要	必要がない	無回答
全体	2,603	304	2,275	24
	100.0%	11.7%	87.4%	0.9%
小学校	1,961	227	1,717	17
	100.0%	11.6%	87.6%	0.9%
中学校	642	77	558	7
	100.0%	12.0%	86.9%	1.1%

表5. 医療的ケアの具体的な内容（複数回答）

全体(N)	口腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	気管カニューレ内部の喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	経鼻経管栄養
138人	58	49	58	77	21
100.0%	42.0%	35.5%	42.0%	55.8%	15.2%

学習上又は生活上の困難さの状況

・児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況について回答を求めました。回答の多かった上位5項目を図5に示します。最も多かったものは、教室や階段移動などの運動面でした（複数回答）。

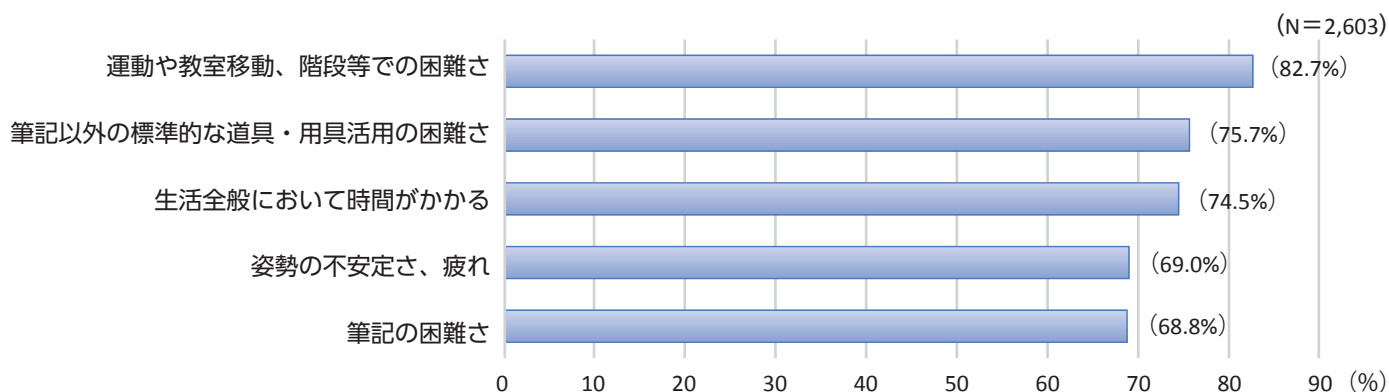


図5. 学習上又は生活上の困難さの状況

学習上又は生活上の困難さに対する配慮

・児童生徒の学習上又は生活上の困難さに対する配慮について回答を求めました。回答の多かった上位5項目を図6に示します。最も多かったものは、教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への理解啓発でした（複数回答）。

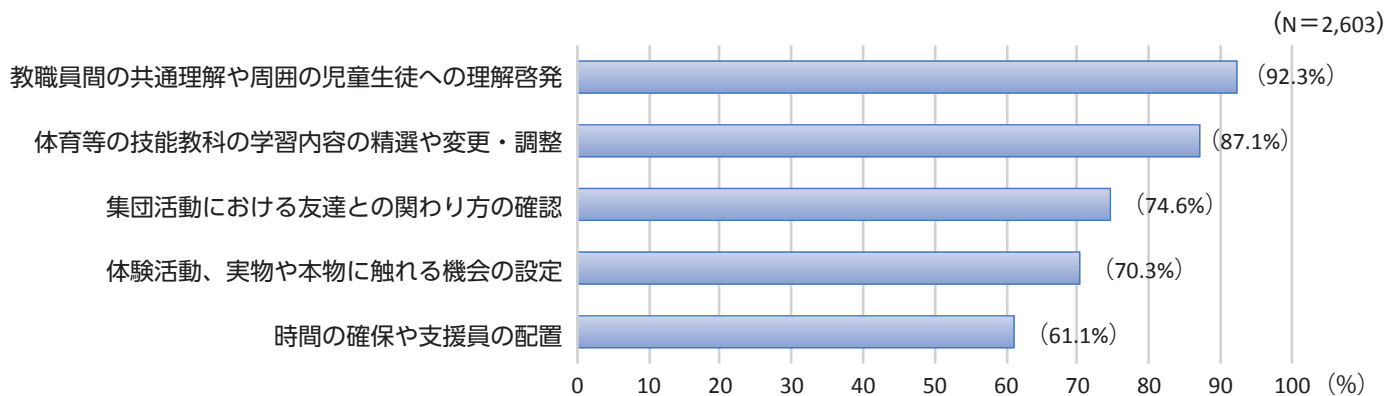


図6. 学習上又は生活上の困難さへの配慮

通常の学級との交流及び共同学習

・通常の学級との交流及び共同学習について、全く実施していないという回答が最も多かったのは算数（数学）で、次いで国語、道徳の順でした（図7）。

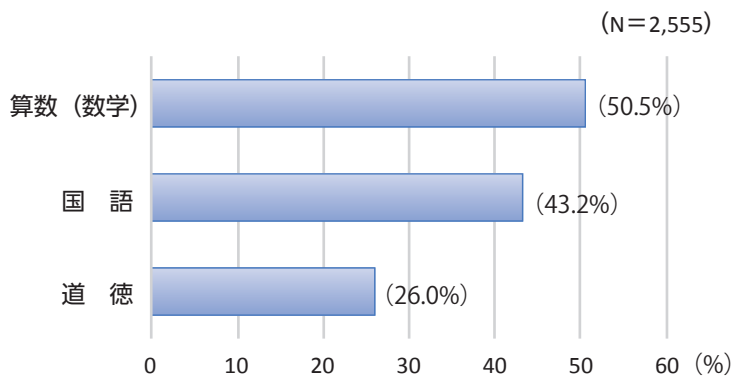


図7. 実施していない割合が高い教科・領域

特別支援学校のセンター的機能の認識と活用の有無

・特別支援学校のセンター的機能について、「知っている」との回答は、全体の81.1%、「知らない」との回答は15.8%でした（図8）。

・特別支援学校のセンター的機能の活用について、「活用したことがある」との回答は41.8%、「活用したことがない」との回答は55.1%でした（図9）。

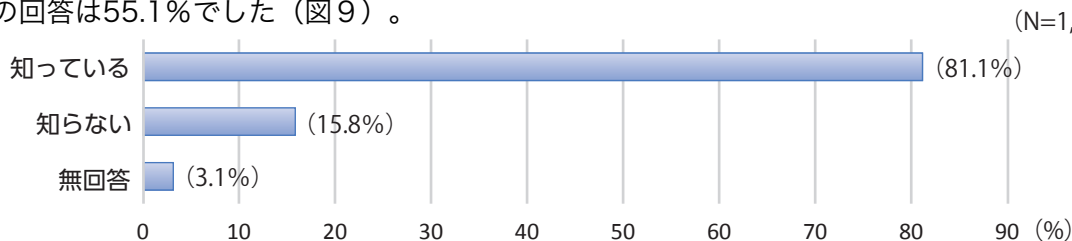


図8. 特別支援学校のセンター的機能の認識

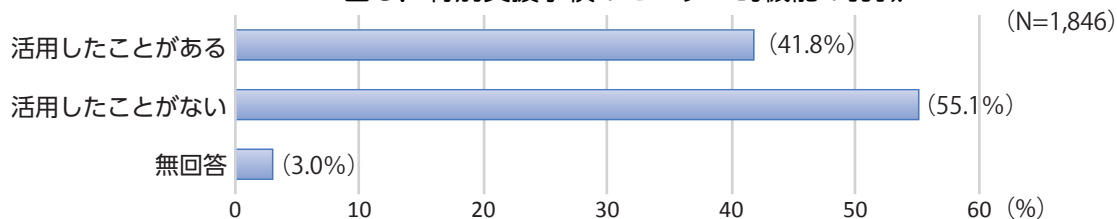


図9. 特別支援学校のセンター的機能の活用の有無

特別支援学校のセンター的機能を活用する際の課題

・特別支援学校のセンター的機能を活用する際の課題について、下記の7項目のそれぞれについて「はい」「いいえ」で回答を求めました（複数回答）。課題として最も多い回答は「日程調整が困難」（46.4%）でした（図10）。

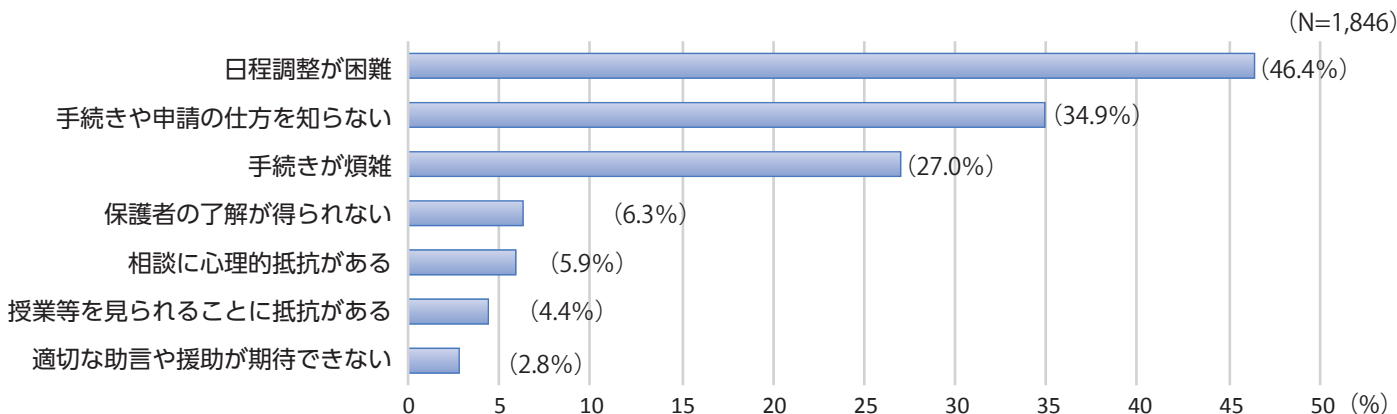


図10. 特別支援学校のセンター的機能を活用する際の課題

特別支援学校のセンター的機能として活用した内容

・これまでに特別支援学校のセンター的機能として活用したことがある内容について尋ねました（複数回答）。回答の多かった上位5項目を図11に示します。最も多く活用されている内容は、「肢体不自由のある子供の理解と対応に関すること」でした。

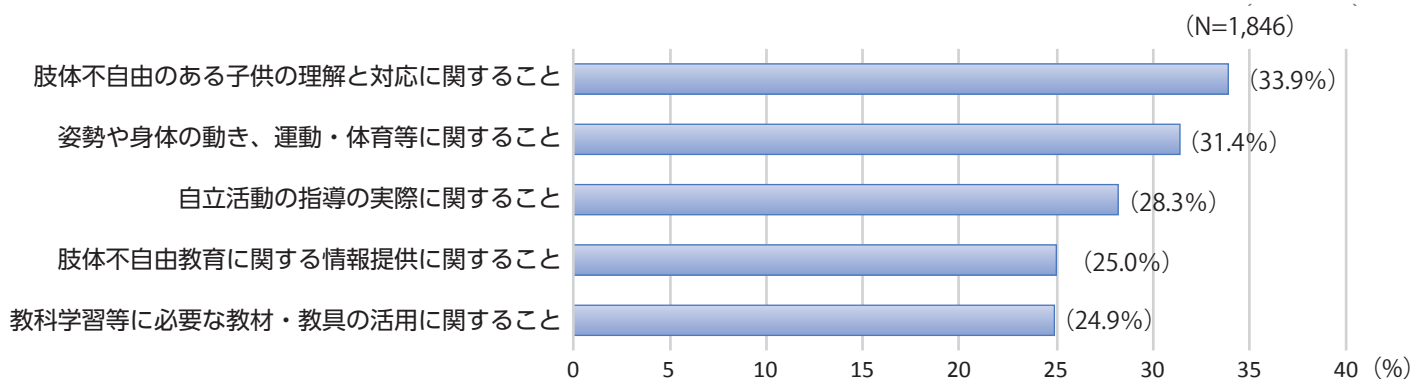


図11. 特別支援学校のセンター的機能として活用したことがある内容

相談・連携できる外部機関について

・相談・連携できる外部機関の有無について尋ねました（複数回答）。相談・連携できる外部機関が「ある」という回答が1,666校（90.2%）でした。相談・連携先を図12に示します。最も多かった相談・連携先は、特別支援学校でした。

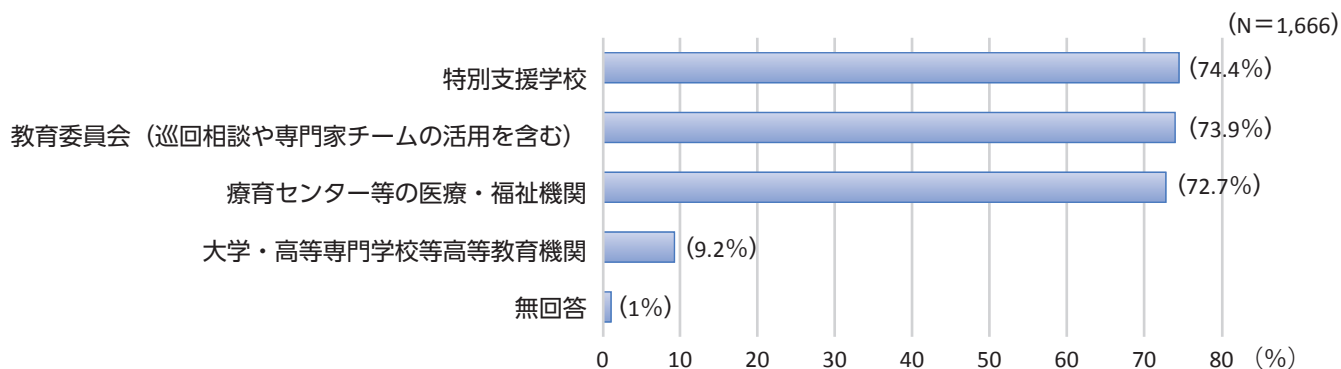


図12. 相談・連携できる外部機関

まとめ

本調査は、小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善の在り方を検討するため、肢体不自由特別支援学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒や指導の実態等を把握することを目的として実施しました。

その結果、肢体不自由特別支援学級の実態として、①設置されている肢体不自由特別支援学級はほとんどが1学級であり、70%以上の学級で、在籍児童生徒数は1人であること、②担任の肢体不自由教育経験年数は、5年未満が90%以上であること、70%以上が特別支援学校教員免許を所持していないこと、③児童生徒は、当該学年の教科を中心に学習している児童生徒が60%を超える割合で在籍していること、等が示されました。

肢体不自由特別支援学校における指導で特徴的である自立活動の扱いについて、肢体不自由特別支援学級では、自立活動の指導時間の設定は80%以上の学級で行われているが、自立活動の時間の設定がない学級も10%以上あることが示されました。

特別支援学校のセンター的機能の活用に関しては、今後活用したい機能に係る主な回答として、進路、病因疾患の理解、実態把握の方法、重複障害の児童生徒への対応、自立活動の指導、運動や体育の指導、教材・教具・補助具、食事、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・助言、が挙げられました。

今後、調査結果の詳細な分析を行い、小・中学校の実態の分析をする予定です。また、結果の概要はWebサイトで報告するとともに、文部科学省、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会等の関係機関・関係者に周知する予定です。

本調査は、当研究所 肢体不自由教育研究班で行いました。

（吉川 知夫・北川 貴章・生駒 良雄・杉浦 徹）

〈発行元〉

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
TEL：046-839-6803 FAX：046-839-6918
<https://www.nise.go.jp>

〈本件についての問い合わせ先〉

肢体不自由教育研究班 吉川知夫（研究代表）

（令和3年3月発行）

※最新版を、<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf03S.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

発達障害と生徒指導

～自尊感情への配慮～

Leaf.3S

「個別支援」と「集団指導」が必要

発達障害やその傾向のある児童生徒がいる学級では、学級担任や教科担任は次の二つの視点での対応が求められます。

①「個別支援（個別指導）」に基づく対応

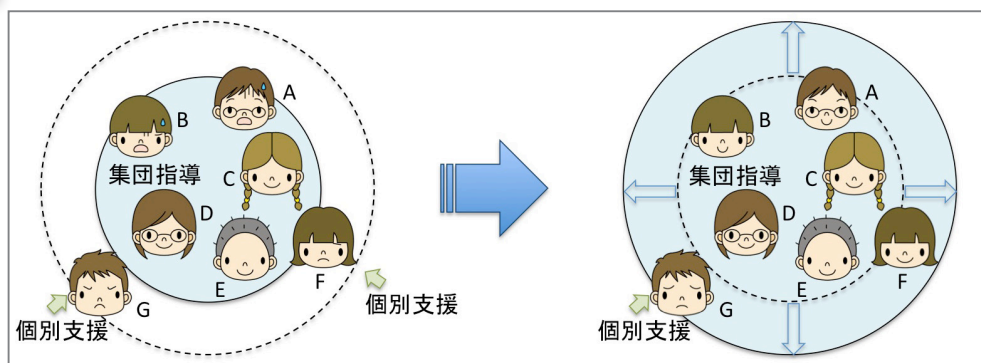
「つまずきやすい」児童生徒に対して、個に即した助言や支援を行う、取り出し授業や補習授業を行う等。

②「集団指導」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、分かりやすい授業づくりを進める等。

◆発達障害やその傾向のある児童生徒を特別視するのでなく、ほかの児童生徒よりも「つまずきやすい」児童生徒という見方で「集団指導」を工夫する。

集団指導と個別支援の両面から



「困難」を感じている児童生徒全員を視野に入れ、「一人一人を大切にされた集団づくり」を進める際のイメージを表したもの

イラスト：わたなべふみ

生徒指導の基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解です。学級づくりや授業づくりにおいては、そうした児童生徒理解を踏まえ、どの児童生徒にとっても安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを進めることが大切です。

例えば、上の左図のような状態は、FさんやGさん、また場合によってはAさんやBさんにとっても、学級が落ち着ける場所となっていない。そこで、F・Gさんはもとより、A・Bさんの感じている「困難」も視野に入れ、児童生徒が自他の個性を尊重し合い、互いに協力して共に伸びていこうとする集団づくり（右図）を行うことにより、どの児童生徒も落ち着ける場所（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面（^{きずな}絆づくり）を実現し、安心して学べる学級づくりを進めていきます。

学級づくりだけでなく、授業づくりにおいても同じことが言えます。A・B・F・Gさんの感じている「困難」を踏まえ、全ての児童生徒に分かりやすい授業づくりを進めることが大切です。

また、集団指導を進める一方で、「困難」を感じている児童生徒に対する個別支援も大切です。発達障害の特徴が見られる児童生徒に対する支援の例として、次のようなものが考えられます。

- 発表はよくできるのに、簡単な文章を書くことができない
- 視覚的な手掛かりがあれば取り組めるのに、話を聞いただけでは活動できない

- 落ち着いて考えればできることでも、あわてて取り組んでしまうため不注意な誤りが多い
- 多動や衝動性など、抑えきれない行動が多く見られる

- 急な予定の変更があった場合、うまく対応ができない
- 周囲の状況を見て対応することができず、ほかの児童生徒と同じ行動がとれなかったり、指示に従えなかったりすることが多く見られる

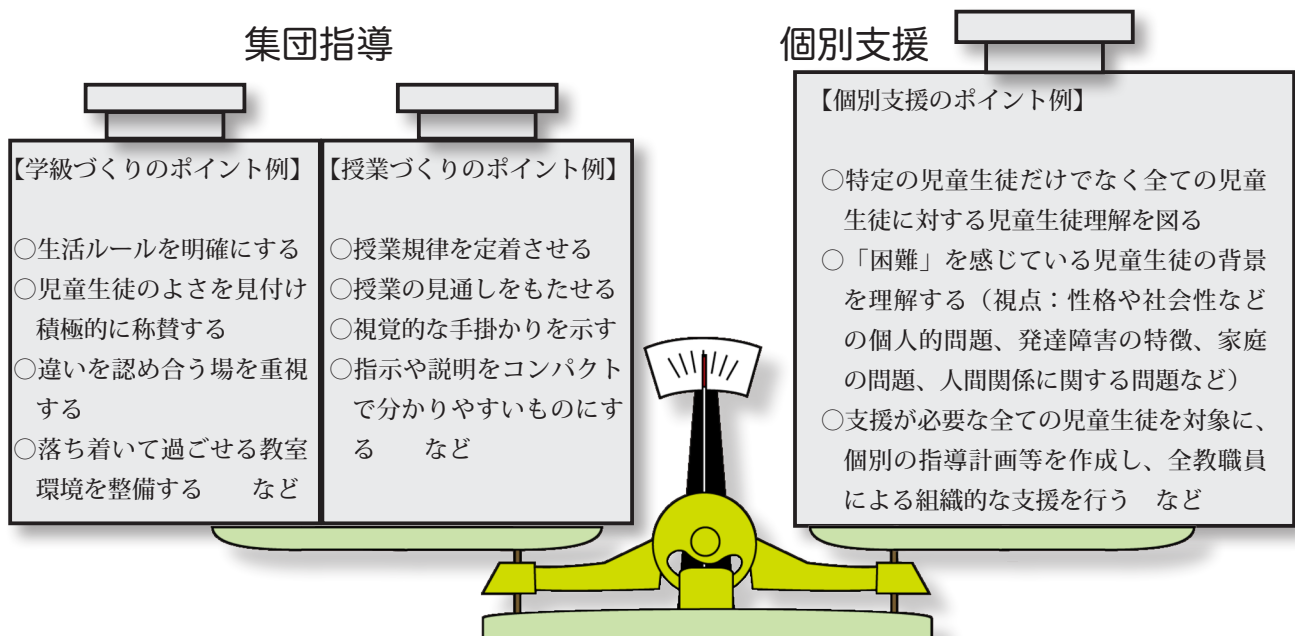
- 子供が学びやすい手掛かりを工夫する
- 得意なこと好きなことを把握し、できていることを認める

- 行動面や感情面の自己コントロールの仕方を一緒に考える
- 部分的にでもできていれば、本人の努力を認める

- 予定変更の可能性がある場合には、あらかじめ伝えておくなど先の見通しをもたせる
- 場面や状況ごとに、言葉かけや対処の仕方について具体的に教える

バランスのよい集団指導と個別支援

集団を高めることを意識して行う集団指導と、個を高めることを意識して行う個別支援の間には、車の両輪のような関係があります。どちらか一方に偏ることなく状況に応じバランスよく行うことが大切です。



♥ 「特別な支援」のつもりが「特別視した支援」になると、発達障害等のある特別な教育的ニーズのある児童生徒は疎外感や孤立感を感じることもある点に注意。

自尊感情や自己評価等に十分な配慮が必要

発達障害のある児童生徒は、周囲の状況に応じて集団の中で適切に行動することが困難という傾向があります。そのため、場面や状況にそぐわない行動をとってしまうこともあります。注意や叱責により自覚を促すといったやり方だけで行動を改善させることは難しいという前提で考えていくことが、教師には求められます。目の前で起きている行動だけに注目せず、きっかけや前後関係も含めて要因を分析し、児童生徒が意識を適切な行動に向けられるよう、状況を理解するための手立てを児童生徒の能力に応じて示すことが大切です。

また、発達障害のある児童生徒は、障害の特性が起因となり、幼少期から様々な困難と失敗を経験しており、学校での学習活動に対して意欲や自信を失い、自分にはできないと考えがちになるなど自己評価が低くなっている場合も多くみられます。そのため、教師には、失敗を指摘して修正させる対応だけでなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積ませること、生徒の小さな変化に気づき、こまめに認めることなどが求められます。

一方で、特に思春期を迎えた生徒にとっては、教師から特別視された支援は、自尊感情の低下を招くばかりでなく、友達からも特別視されることにつながり、疎外感や孤立感を生じさせてしまうことにもなりかねません。そのため、特別な指導や支援のつもりが特別視した指導や支援になっていないか常に意識しておくとともに、特別な指導や支援が生徒自身の心の痛手になっていないかどうか、本人の反応も十分に確認しながら、進めていくようにします。このことは、特定の生徒への支援に限ったことではないはずです。すべての生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進めることを学校全体の課題として取り組むことが大切なのです。

発達障害のある児童生徒への支援は、障害があることを理解するだけではなく、障害による様々な困難があることも理解し、児童生徒の教育的ニーズに応じたかかわりを教職員全員の共通理解のもと、一貫して進めていくことが大切です。そのためには、学級担任や教科担任だけで対応するのではなく、特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の指導計画を活用し、生徒指導主事等との連携のもと教職員相互の共通理解と協力体制の構築が求められます。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



※最新版を、<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf14S.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

不登校の予防 ～発達障害の特性と不登校リスク～

Leaf.14S

二種類の不登校予防

不登校になってからの事後の働きかけに対し、不登校にならないようにする事前の働きかけが「不登校の予防」です。これには、教育的予防の「未然防止」と治療的予防の「初期対応」の二種類があります。

①「未然防止」（教育的予防の発想の働きかけ）

特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることを指します。授業や行事等の工夫や改善が基本です。

②「初期対応」（治療的予防の発想の対応）

学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別対応することを指します。いわゆる「早期発見・早期対応」ですが、欠席日数が30日を超えるまでは「不登校」とは呼ばないので、「休み初め」の意味で「初期」と表現します。

◆全ての児童生徒が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行う、健全育成型の予防（＝教育的予防）の考え方に立つ「不登校の未然防止」。

◆問題を起こしそうな児童生徒を念頭において行う、問題対応型の予防（＝治療的予防）の考え方に立つ「不登校の初期対応」。

不登校の未然防止

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること（^{きずな}絆づくりのための場づくり）が鍵になります。*

学校の当然の取組

そもそも学校というのは、児童生徒が健全に育つことを目的としてつくられた、教育のための機関です。とりわけ、義務教育段階の小中学校については、健全な社会人になる上で必要な基礎的・基本的な資質や能力を育むこと、それを活かして自らの夢や社会の理想の実現に向かおうとする意欲や態度を育むことが期待されています。

学校を長期にわたって欠席する児童生徒が多いような場合、学校の在り方になにがしかの問題が生じていると受けとめていく必要があります。もちろん、社会の変化とともに家庭や地域の教育力の低下が起き、それが問題を引き起こしている場合も少なくありませんが、そうした事態の変化を前提として授業や行事の見直しを行うことが求められています。

* 生徒指導研究センター 生徒指導リーフ / Leaf 2 『「絆づくり」と「居場所づくり」』（平成24年2月）や同 Leaf 3 『発達障害と生徒指導』（平成24年2月）を参照。

不登校の初期対応

不登校の予兆とは、1日、2日、…と児童生徒が学校を休み始めることにほかなりません。欠席日数が30日を越えるまでには少なくとも1か月半の猶予期間がありますから、この初期の段階で児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切です。

前年度までの欠席状況が鍵

前の学年で30日以上長期欠席が見られた児童生徒や、前の学年までに累積で30日以上欠席が見られる児童生徒の場合には、欠席が2～3日続いただけであっても不登校の予兆と捉えましょう。また、前年度までに欠席や遅刻・早退等が目立つ児童生徒の場合には、休み始める前から注意を払ったり、働きかけを行ったりすることも大切です。学級編成や担任を決めるときに配慮することなども考えられます。

なお、「魅力的な学校づくり」を進めているのに、そしてほとんどの児童生徒は登校しているのに、ある日突然、休みがちではなかった児童生徒が連続して学校を休むとすれば、それは異常事態です。病気やケガによるものでないなら、いじめや家庭内暴力・児童虐待等の可能性を疑いましょう。

いずれにしても、前年度の欠席状況を知っていれば、特別な心理検査等を行わずとも、誰にでも予兆か否かを判断したり、事前の準備ができたりするわけですから、基本的な情報として教職員で共有しておくことが大切です。

★「教育的予防」と「治療的予防」★

生徒指導リーフ5『「教育的予防」と「治療的予防」』で詳述している通り、両者は基本的な考え方、対象となる児童生徒、児童生徒は主体か客体か等に違いがあります。

「教育的予防」

体力の向上や免疫力の向上のように、そもそも問題を起こさなくてすむよう、将来にわたって自ら問題を回避・解決していけるよう、児童生徒が成長発達することを促す教育的視点に立った働きかけ。全ての児童生徒が対象であり、活動も児童生徒が主体のものが中心で、大人は適切な場や機会を提供する黒子の役割を果たす。

「治療的予防」

早期発見・早期対応のように、治療の延長線上で早めの対応を開始し、予想される問題の早めの解決や解消を図れるよう、問題に関する専門性を有する大人が児童生徒を変えていく治療的視点に立った働きかけ。問題が顕在化した（あるいは潜在している可能性の高い）児童生徒が対象であり、活動も大人が主導し、児童生徒は客体となる。

◆ 児童生徒の力を育む（健全発達を促す）つもりで大人主導のトレーニングに終始するのは、むしろ成長発達の機会を奪っていることに気付く。

♥ 対人関係において苦手なことの多い発達障害のある児童生徒に対しては、集団から外れない、外されない「未然防止」と「初期対応」の視点が特に大切。

発達障害の特性と不登校リスク

不登校の予防に当たり、発達障害のある児童生徒の不登校リスクについても知っておくことは重要なことです。発達障害とは中枢神経系の諸機能のアンバランスさによるもので、発達障害のある児童生徒は集団行動や学習課題への取組、教師や友人とのコミュニケーション、人間関係に困難を抱えやすく、そのことが学校不適応の要因の一つになります。

発達障害のある児童生徒には、柔軟に対人関係を形成したり、場面や状況に応じて行動したりすることが苦手であると感じる児童生徒が少なくありません。そのため、衝動的な反応や感情的・情緒的な反応になりやすいことも特徴として挙げられます。また、部分的・個別的なものに強く反応しやすいため、全体を把握することに困難を抱えやすい面もあります。こうした特徴は、発達障害のある児童生徒全員に一律にみられる訳ではなく、そのあらわれ方は一人一人異なります。その違いは個々の特性により生じるだけでなく、周囲の対応やこれまでの生育歴・教育歴など、環境要因からも大きな影響を受けます。

例えば、我が国では、学び合いや協力、協調性など集団を大切に教育に重点が置かれています。集団は団結力が強まるほど暗黙のルールや規律が強まる面があり、上述のような特徴を示す発達障害のある児童生徒にとっては、適切に行動することが難しくなります。そして、様々なつまづきや失敗経験が積み重なり、また、教師や友達から無理強いされる等の不適切な対応が繰り返されると、ストレスや不安感が高まり、意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下などから適応困難の状態に陥ります。

このように、発達障害のある児童生徒の学校生活における不適応の問題には、未然防止のための適切な対応がなされないことによる、二次的な要因によるものも少なくありません。学校不適応への対応には、個人を環境に合わせる視点と環境を個人に合わせる視点の両面から支援を考える必要があります。その際は、個別の教育支援計画等を有効に活用し、児童生徒の課題や教育的ニーズを把握・整理することが大切です。個人の特性に応じた自己判断力や自己決定力など自己解決能力を育み、環境に合わせられる力をつけるための支援と、わかりやすい授業づくりや認め合い支え合う学級づくりにより、環境を個人の特性に合わせる支援とを、併せて進めることが求められます。

このような学習環境や生活環境の改善は、発達障害のある児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって不登校のリスクを減らす「未然防止」につながります。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



※最新版を、<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf15S.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

「中1ギャップ」の真実
～発達障害の特性等に応じた小中のつながり～

Leaf.15S

「中1ギャップ」という用語の問題点

「中1ギャップ」の語は、いわゆる「問題行動等調査」の結果を学年別に見ると、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するように見えることから使われ始め、今では小中学校間の接続の問題全般に「便利に」用いられています。

しかし、いじめが中1で急増するという当初の認識が正しいのか、不登校の中1での増加にしても「ギャップ」と呼ぶほどの変化なのかについては、慎重であるべきです。なぜなら、必ずしも実態を表現しているとは言い切れないからです。とりわけ、その語感から、中1になる段階で突然何かが起きるかのようなイメージや、学校制度の違いという外的要因が種々の問題の主原因であるかのようなイメージを抱くと、問題の本質や所在を見誤り、間違った対応をしかねません。

便利な用語を用いることで、目の前で起きている問題を理解した気になっただけではありません。実際に何が起きているのかを冷静に捉えることから始めましょう。

◆ 「中1ギャップ」という語に明確な定義はなく、その前提となっている事実認識（いじめ・不登校の急増）も客観的事実とは言い切れない。

◆ 「中1ギャップ」に限らず、便利な用語を安易に用いることで思考を停止し、根拠を確認しないままの議論を進めたり広めたりしてはならない。

いじめは、中1で急増するのか？

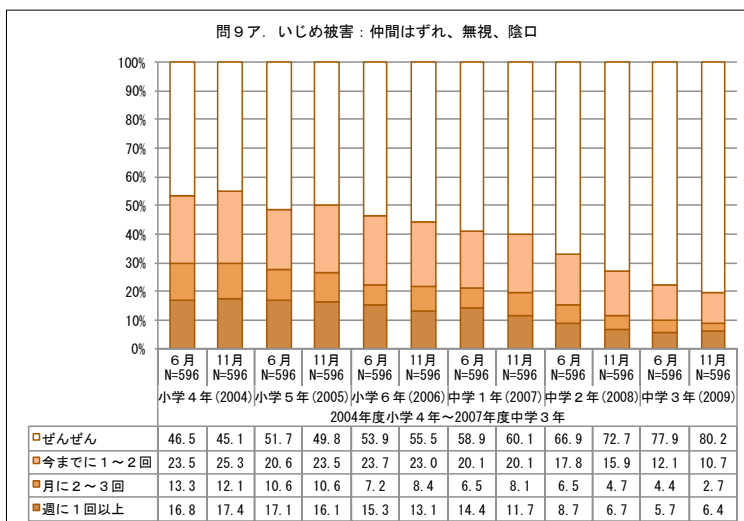
学校が報告する「問題行動等調査」の結果（認知件数）からは中1でいじめが急増するように見えますが、児童生徒対象の質問紙調査の結果からは異なる実態が見えてきます。

児童生徒のいじめ経験率は、小学生の方が高い

右に示したのは、平成16年度の小4が平成21年度に中3になるまでの6年間12回の被害経験の推移です。この図から明らかとなり、被害経験率は小学校時代の方が中学校時代よりも高いことがわかります。

中学校でいじめが急増するという印象は、あくまでも学校による「認知件数」の結果を見たときの話であり、それが実態を正確に反映しているかどうかは疑わしいことがわかります。

つまり、いじめの数字の推移を根拠として「中1ギャップ」の存在を事実と考えて議論を進めることは危険と言えます。



出典：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター『不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A』平成24年6月

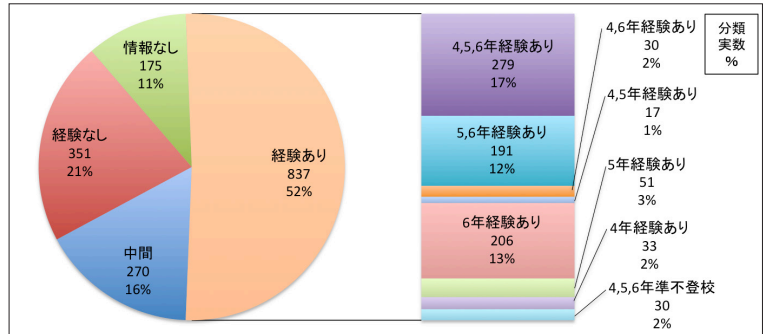
不登校は、中1で急増するのか？

小学校時に欠席や遅刻早退等の目立たなかった児童が、中1になっていきなり「不登校になる」割合は、20～25%程度にとどまります。

小6から中1への増加率は1.3倍前後？

「問題行動等調査」の結果では、中1の不登校生徒のうち前年度（小6時）も不登校であった数は3割程度と報告されています。つまり、小6からの増加率は3倍という計算になります。

しかし、小学校時の欠席を、病気等による欠席や保健室登校等も含めて数え直すと、中1の不登校生徒の半数は小4～小6のいずれかで30日以上欠席相当の経験を持っていました（＝経験あり）。反対に、小4～小6で3年間とも15日未満の欠席（＝経験なし）を除くと、75～80%までは休みがちな児童と考えられました。



出典：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター『不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ & A』平成24年6月

それを考慮すると、増加率は1.3倍前後（＝100 ÷ 75）となり、必ずしも急増とは言えません。

中学校で顕在化する問題も、実は小学校から

「ギャップ」という表現が安易に用いられていることで、小6から中1に至る過程に大きな「壁」や「ハードル」が存在し、それが問題を引き起こしているかのようなイメージを抱きがちです。しかし、多くの問題が顕在化するのには中学校段階からだとしても、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくありません。

小学校からの連続性に着目することで、中学校の問題を解消する

家庭や地域の教育力の低下もあって、小学校が抱える問題は従来と比べものにならないほど増えてきたと言えるでしょう。その結果、小学校段階で予兆が見えていたり顕在化し始めていたりする問題であっても、対応できなかつたり解決できなかつたりという「積み残し」や「先送り」が増えています。

一方、中学校でも、そうした小学校の状況を十分に把握しないまま、あたかも中1をスタートラインにできるかのような昔のイメージを脱し切れていない学校が多いのではないのでしょうか。中学校区単位で連携を進めていかなければ、中学校の課題が解消することはありません。

小中連携はもとより、校区内の小小連携も含めて不登校やいじめという共通の課題に取り組むことで、成果をあげている中学校区が現れています。「ギャップを作りだしているのも、それを埋めることができるのも教職員」と言えます。

♥環境変化への対応が苦手な発達障害のある生徒が混乱しないよう、小学校からの引継ぎ情報を生かした、中学校生活スタート時からの明確でわかりやすい対応が必要。

発達障害の特性、年齢や発達段階に応じた支援の工夫とつながり

小学校は学級担任制であり、1人の教師がほとんど全ての教科の授業を受け持ちます。しかし、中学校からは教科担任制となり、教科ごとに指導する教師が変わります。学習内容もより専門化し難しくなっていくほか、定期テストがあること、テストの問題用紙と解答用紙が分かれることなど、小学校とは様々な面で違いがあります。また、小学校では学級担任の教師が児童とほぼ1日中かかわりをもちながら日々の生徒指導を行っているのに対し、中学校では学級担任の教師と生徒がかかわる時間が制限され、生徒自らが考え、行動することを求められる場面も多くなります。

発達障害のある児童生徒は、環境の変化への対応が苦手であるという特性があるため、このような違いのある小学校から中学校への生活環境の変化にうまく対応できない場合も多く見られます。個別の教育支援計画、個別の指導計画を有機的に活用し、小学校で見られた課題やその支援について中学校に引継ぎ、該当生徒に必要な支援を教職員間で共有していくことが望まれます。また、発達障害は気づかれにくい障害ともいわれています。小学校から診断の結果や個別の教育支援計画等の引継ぎがなかったとしても、生徒の困っている様子から教育的ニーズを把握し、個別的な支援を行うことが必要になることも考えられます。

発達障害のある児童生徒への支援を考える際には、障害特性に応じた支援はもとより、年齢や発達段階に応じた支援の在り方についても十分に考慮する必要があります。中学校においては、生徒一人一人の自主性をより尊重しつつ、本人の悩みや課題について真摯に受け止め、対応することが重要となります。

年齢や発達段階に応じた支援を考える上では、幼稚園保育所等から高等学校までの各学校種・施設の特別支援教育コーディネーター等が、情報交換する場や機会を設けるなど縦の連携を図ることも有効です。中学校までの支援や本人の状況、中学校卒業後に求められる力など、生涯という長期的な視点から生徒の成長を捉え、その年齢や発達段階を踏まえた支援について各ライフステージを超えた共通理解の下に対応することが望まれます。また、学校で取り組むべき支援の在り方考える際には、保健・医療・福祉・労働等の関係機関と横の連携を図り情報を得ること、それぞれの役割を確認することも大切です。

このような縦・横の連携を図るためには、特別支援教育コーディネーターの役割が重要になります。そのためには、教職員間で特別支援教育コーディネーターの役割や意義を共通理解し、生徒指導主事等との連携のもと学校全体で取り組む体制づくりが望まれます。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



NISE 講義配信は...

インターネットによる講義配信



NISE 学びラボ

～ 特別支援教育eラーニング ～

2020年4月1日 リニューアルしました！



いつでもどこでも
特別支援教育に
ついて無料で学
ぶことができます

スマートフォンやタブ
レット端末にも対応



Check1



● 多様な利用環境で、より視聴しやすくなりました！

パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、ほとんどの利用環境で無料で視聴できます。より操作しやすく、視聴しやすい画面設定になりました。

Check2



● 教職員等の主体的な学びを支援します！

120以上の講義コンテンツや、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムから、ご自身のニーズに応じた学習ができます。また、受講状況や視聴履歴が確認できます。

Check3



● 団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

URL : https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

NISE 学びラボ



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

1. ログイン画面

付与されているIDとパスワードでログインします。
初めての方は、画面右「利用申請」から利用申請を行ってください。



団体申込みも可能になりました！
詳細は a-manabilabo@nise.go.jp まで

2. コンテンツの選択

コンテンツ一覧から視聴したい講義のコンテンツを選択します。



ログイン後のホーム画面です。
「コンテンツ一覧」のボタンを押します。

120以上の講義コンテンツが、「分類」→「コース」→「コンテンツ」という階層で整理されています。それぞれの階層リストから興味のある内容を選び、視聴したいコンテンツを選択します。



分類



コース



コンテンツ

他にもこんな機能が...

- ☑ 「研修プログラム」では、受講者のニーズに応じて系統的に学べるコンテンツを提案しています。
- ☑ 「受講状況」では、受講者自身がこれまでに視聴したコンテンツを確認することができます。

リニューアルした



NISE 学びラボ

を、是非ご活用ください！

お問い合わせ先: NISE学びラボ担当 a-manabilabo@nise.go.jp

まだまだあります!

【その他の活用例】(研修プログラム名のみ)

<教育委員会>

- ・特別支援教育入門講座
- ・寄宿舎指導員研修
- ・言語障害通級指導教室新任者研修
- ・特別支援教育コーディネーター研修
- ・特別支援教育臨時的任用教員研修

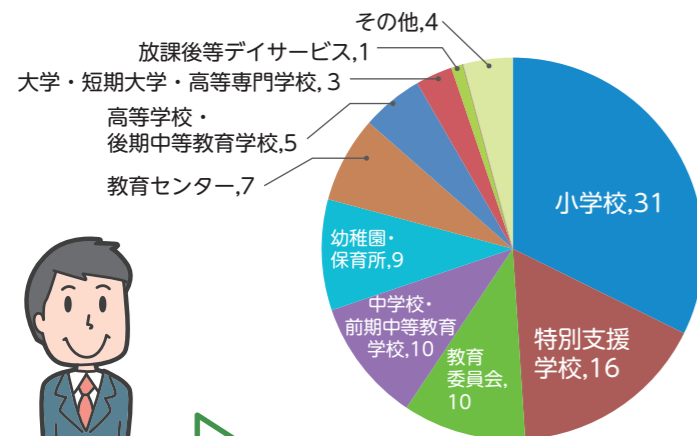
<学校・園>

- ・要支援児担当職員研修
- ・2年以上経験職員対象研修
- ・視覚障がい教育の専門性

など

ご登録いただいています!

団体利用登録96団体 (2020.11.16現在)



教育委員会では、年次研修、専門研修などのプログラムごとに、NISE学びラボのコンテンツを組み合わせた研修を企画しています。もちろん、小、中、高等学校、特別支援学校での校内研修でも活用されています。

Q&A

登録の条件は?

必要とする資格等はありません。教育委員会、教育センターや、幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校等の各学校での活用はもちろん、福祉施設、医療機関、民間企業等での研修でもご活用ください。

営利目的の利用は?

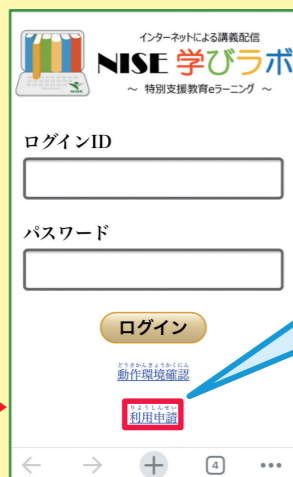
営利目的による利用は禁止しています。個人登録の場合も同様です。コンテンツ及び講義資料等をSNS等の各種媒体に複製、翻訳、変形、転載、展示等することは、厳に謹んでください。

操作方法は?

研修管理者マニュアルを用意してあります。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



QRコードからNISE学びラボのログインページへ!



NISE学びラボログインページ下側の「利用申請」をクリックして利用規約を確認!

手続きは簡単!

「団体申込」を押して、利用者の情報を入力したら、あとは許可の連絡を待つだけ!

お問い合わせ先: NISE学びラボ担当 a-manabilabo@nise.go.jp



インターネットによる講義配信

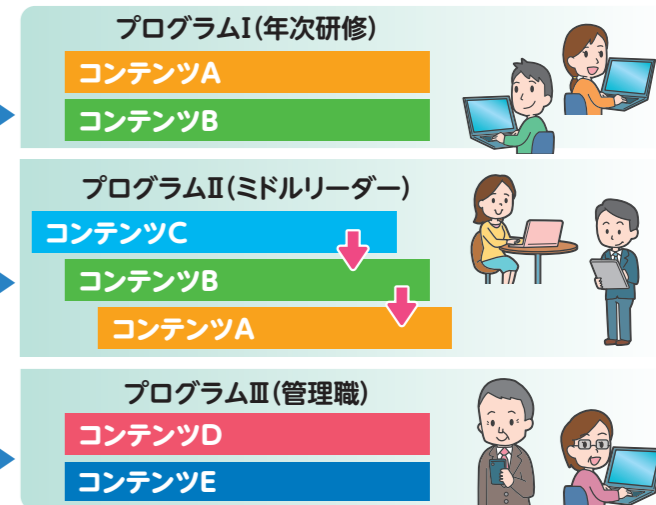
NISE 学びラボ

～特別支援教育eラーニング～

団体登録で教員の資質向上を目指しませんか?



オンライン型研修の企画・運営が簡単にしかも無料で!



Check1



・研修プログラムの作成が可能に!

目的に応じてコンテンツを組み合わせ、独自の研修プログラムを作成することができます

Check2



・受講者の視聴状況の確認が可能に!

作成した研修プログラムごとに、受講者の視聴状況を把握することができます

Check3



・視聴修了証明書の発行が可能に!

研修プログラムの視聴を修了した受講者に対し、視聴修了証明書を発行することができます

Check4



・受講者への「お知らせ」が可能に!

「お知らせ」機能を活用して受講者への通知を掲示したり、メールを配信したりすることができます



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

NISE 学びラボ



https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

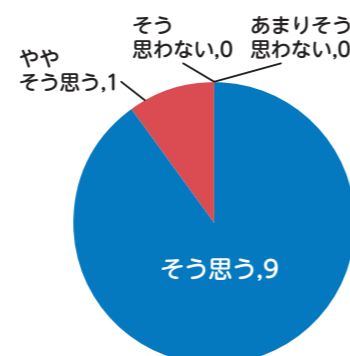
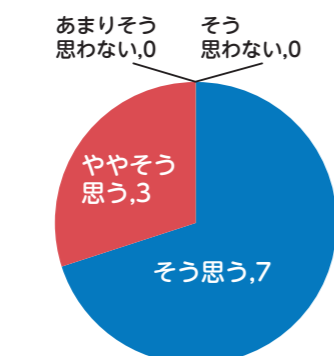
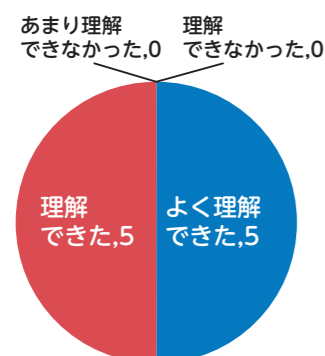
都道府県教育委員会では 初任者研修に！

参加者は？	小、中学校教諭等の初任者
ねらいは？	通常の学級の担任である先生方に特別支援教育の基礎を押さえてもらえるような研修プログラムを設定しました。
視聴期間は？	2ヶ月間
活用した研修プログラム、コンテンツは？	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」 「学校における気づきと実態把握」 「発達障害のある子どもの通常の学級における支援」
取組は？	参加者には、2ヶ月間で三つのコンテンツ視聴をお願いしました。その間、研修センターはプログラムの編成や研修の進捗管理を担当しました。期間終了間際で未受講の先生を把握し、受講を促しました。
主催者の感想	参加者には、特別支援教育の基礎を押さえてもらうことができました。運営面では、すでに整理されたコンテンツが活用できるため、研修の企画がしやすかったです。コンテンツを組み合わせることで研修プログラムを作成できるということでは、研修管理者にとって自由度が高く、扱いやすかったです。



市町村教育委員会では 特別支援学級の新担任に！

参加者は？	小、中学校知的障害特別支援学級の新担任
ねらいは？	新担任の先生方には、知的障害に対する正しい理解を深め、児童生徒の背景を丁寧に探って授業づくりに臨んでほしいと考え、NISE 学びラボを活用しました。
視聴期間は？	1ヶ月間
活用した研修プログラム、コンテンツは？	「知的障害の理解と教育的対応の基本」を視聴必須とし、それ以外のコンテンツ視聴も勧めました。
取組は？	教育委員会が主催する研修プログラムのうち、「特別支援教育新任担当教員研修（知的障害特別支援学級担任）」の一部で活用しました。プログラムは、はじめに実態把握に関するコンテンツを各自で視聴し、その後、豊かな指導経験を有する地域の特別支援学級担任の先生の授業づくりや実践に関する資料をもとに研修するという流れでした。
主催者の感想	知的障害を正しく理解することの大切さについて肯定的に回答している教職員が多く見られました。



基本的な捉え方がよく分かりました！



受講者の声

研修の内容は理解できましたか 研修の資料は分かりやすかったですか 今後の教育実践に役立ちますか
小、中学校知的障害特別支援学級新担任研修後のアンケート結果

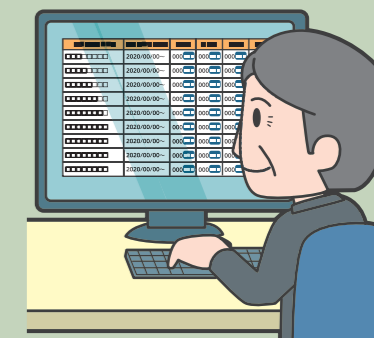
特別支援学校では これから経験を積まれる方に！

参加者は？	非常勤の先生を含めた全教職員
ねらいは？	主な対象は、特別支援学校教諭免許状の取得がこれからの先生、初めて特別支援学校にいられた先生でした。特別支援教育の基礎的な学びとなるように校内研修を設定しました。また、経験のある先生の知識の再確認となるように、学校研究のテーマに関連したコンテンツも選んでいきました。
視聴期間は？	1年間
活用した研修プログラム、コンテンツは？	「特別支援教育における教材・教具の活用」 「特別支援教育におけるICTの活用」 「知的障害教育における教育課程の編成」 「特別支援教育におけるカウンセリング技法」 「各教科等における指導の工夫」 「特性に応じた指導」 「個別の指導計画の作成と活用」 など
取組は？	日々更新される情報を提供するため、またそれぞれが知識を得てスキルアップするために、知的障害、発達障害のコンテンツを中心に閲覧していただきました。個人がそれぞれの空いている時間で学ぶことで、負担なく研修ができています。
主催者の感想	興味をもって視聴してくださった先生からは、「よかったよ」「分かりやすかった」などの感想をいただいています。特別支援教育をこれから学ぼうとする先生にとって、よい学習のきっかけを作ることができました。各教科の具体的な取組の様子や、教材、支援方法などが学部ごとにあると、さらにうれしいです。



高等学校では 通級による指導の新担当者に！

参加者は？	校長及び、校内で通級指導を担当する先生
ねらいは？	通級による指導の担当者の資質向上です。背景には、本校に通級指導教室が設置されたことがありました。
視聴期間は？	3ヶ月間
活用した研修プログラム、コンテンツは？	研修プログラム「06. 通級による指導の担当者になったら」 「[通級による指導]の成立とその意義」 「多様な学びの場(2) 小学校・中学校等」 「個別の指導計画の作成と活用」 「特別支援教育におけるカウンセリング技法」 「特別支援教育コーディネーター - 役割と活動を中心に -」 「発達障害のある子どもの通級による指導」 など
取組は？	日常業務の空き時間を活用しながら、自主研修という形で進めました。
主催者の感想	システム内で、参加者ごとの視聴状況をつかみ、研修の進捗を把握できました。今後は、通級による指導の担当者に限らず、全教職員を対象とした研修の一つとしても、NISE 学びラボを活用できたらと考えています。



※事例をご提供いただいた機関・学校：宮崎県教育研修センター、倉敷市教育委員会倉敷教育センター、滋賀大学教育学部附属特別支援学校、新潟県立高田南城高等学校 など

分類、コース別コンテンツ一覧

No.	分類	コース	コンテンツ名
1	特別支援教育全般	インクルーシブ教育システム関連	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
2			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(1) 障害児教育の歴史
3			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方
4			インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(3) 学習指導要領と教育課程の編成
5			特別支援教育におけるICFの活用
6			特別支援教育における教材・教具の活用
7			特別支援教育におけるICTの活用
8			特別支援教育におけるカウンセリング技法
9			インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習
10			「個別の指導計画」の作成と活用
11			自立活動の指導-指導計画の作成-
12			インクルーシブ教育システムの構築
13			インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修
14			特別支援学校の地域におけるセンター的機能① -センター的機能の考え方と内容-
15			特別支援学校の地域におけるセンター的機能② -センター的機能が有効に発揮されるために-
16			障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援
17			合理的配慮と基礎的環境整備
18			特別支援教育の視点を生かした学校経営
19			障害のある児童生徒における学習評価
20		各学びの場における教育	多様な学びの場(1)特別支援学校の教育
21			多様な学びの場(2)小学校・中学校等
22			「通級による指導」の成立とその意義
23			通級による指導を担当する皆さんへ「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の活用について
24		幼児期における特別支援教育	幼児期における特別支援教育の考え方
25			幼児期の具体的な関わり方の実際
26			幼児期の関係機関との連携
27			幼児期の子どもをもつ保護者とのかかわり
28		高等学校段階における特別支援教育	高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備
29			高等学校における校内支援体制づくり(1)
30			高等学校における校内支援体制づくり(2)
31			高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導
32			高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
33		高等学校段階(思春期)における障害のある生徒の心理と自己理解	
34		役割と連携	小学校・中学校管理職のための特別支援学級における教育課程編成
35			特別支援教育コーディネーター-役割と活動を中心に-
36			教育と福祉・医療等との連携
37		発達、生理・病理	医学的理解-行動上の問題-てんかん-
38			小・中学校に在籍する健康面への配慮が必要な児童・生徒の理解
39			発生前、胎生期及び周産期における障害
40			中枢神経系における障害
41		各障害に関連する諸検査	主な検査の種類と方法及び留意事項-発達検査法と知能検査法-
42			検査の意義とアセスメント-アセスメントの目的と意義-
43			視覚検査法
44			聴力検査

分類、コース別コンテンツ一覧

No.	分類	コース	コンテンツ名	
45	障害種別の専門性	視覚障害	視覚障害の特性と教育課程	
46			視覚障害教育における教科等の指導とキャリア教育・職業教育	
47			視覚障害教育における情報機器等の活用	
48			視覚障害教育における自立活動	
49			視覚に障害のある子どもにおける触覚活用	
50			視覚障害教育における教科指導法－国語の指導－	
51			視覚障害児の認知と指導	
52			弱視学級における指導と学習支援	
53			弱視用視覚補助具概論－弱視レンズの選定と指導－	
54			聴覚障害	きこえのしくみと検査・補聴機器
55				聴覚障害児のコミュニケーション
56				聴覚障害児への教育的支援
57				聴覚障害教育概論
58				聴覚障害乳幼児の療育と指導
59		手話の活用		
60		聴覚機能の理解と指導		
61		特別支援学校(聴覚障害)における進路指導・職業教育－キャリア教育の充実－		
62		聴覚障害児の自己理解と教育		
63		知的障害		知的障害の理解と教育的対応の基本
64			知的障害教育における教育課程の編成①－知的障害教育における教育課程の考え方－	
65			知的障害教育における教育課程の編成②－知的障害教育における各教科－	
66			知的障害教育における教育課程の編成③－知的障害教育における道徳科及び領域等－	
67			知的障害教育の各教科における指導の工夫①－指導計画の作成と内容の取扱いの要点 小学部－	
68			知的障害教育の各教科における指導の工夫②－指導計画の作成と内容の取扱いの要点 中学部－	
69			知的障害教育の各教科における指導の工夫③－指導計画の作成と内容の取扱いの要点 高等部－	
70			知的障害教育の各教科における指導の工夫④－指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い－	
71			障害のある児童生徒のキャリア教育	
72			知的障害教育における自立活動の指導	
73			知的障害教育における主体的・対話的で深い学び	
74			知的障害教育における各教科等を合わせた指導①－各教科等を合わせた指導の考え方－	
75			知的障害教育における各教科等を合わせた指導②－日常生活の指導、遊びの指導－	
76			知的障害教育における各教科等を合わせた指導③－生活単元学習、作業学習－	
77			知的障害教育の教育課程の歴史①－知的障害教育の学習指導要領制定までの歩み－	
78			知的障害教育の教育課程の歴史②－知的障害教育の学習指導要領の変遷－	
79		肢体不自由	肢体不自由の定義と障害特性	
80			肢体不自由教育における教育課程	
81			肢体不自由教育の実例その1	
82			肢体不自由教育の実例その2	
83			肢体不自由のある子どもへのAAC	
84			肢体不自由教育におけるICFの活用	
85			肢体不自由教育の歴史	
86		小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する実態		
87		病弱・身体虚弱	病弱・身体虚弱教育の特性と教育課程	
88			病弱・身体虚弱教育における指導の実例	
89			病弱・身体虚弱教育における情報機器活用の実例	
90			子どもの身体発育と運動発達	
91			病弱教育の歴史	
92			慢性疾患の理解	
93		言語障害	言語障害の定義・特性・分類 言語障害教育の制度	
94			言語障害のある児童生徒の理解と指導－構音障害・吃音障害－	
95			言語障害のある児童生徒の理解と指導－言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障害－	
96			構音障害の理解と指導	
97			吃音の理解と対応－自己肯定感への支援－	
98			口唇口蓋裂の医療	
99			言語障害教育の現状と課題－全国調査の結果から－	
100			ことばの遅れをめぐって	
101		情緒障害	情緒障害教育概論	
102			情緒障害のある児童生徒の指導と対応	
103			関係性の障害とその対応	
104			選択性かん黙などの心理的要因が関与する児童生徒の理解と指導	

分類、コース別コンテンツ一覧

No.	分類	コース	コンテンツ名	
105		発達障害	LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（1）定義と判断	
106			LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（2）学校における気づきと実態把握	
107			LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（3）特性の理解	
108			LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（4）特性に応じた指導	
109			LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（5）個別の指導計画の作成と活用	
110			LD・ADHD・高機能自閉症等教育概論（6）校内支援体制の構築	
111			自閉症教育概論	
112			自閉症のある児童生徒の自立活動の指導	
113			自閉症のある児童生徒の家族支援	
114			自閉症のある子どもの教育課程	
115			自閉症のある子どもの実態把握	
116			通常の学級における自閉症スペクトラム障害(ASD)のある児童生徒の指導の対応	
117			自閉症のある子どものためのソーシャルスキル指導	
118			ADHDのある子どもの理解と対応	
119			発達障害のある子どもの思春期の課題と支援(前半)	
120			発達障害のある子どもの思春期の課題と支援(後半)	
121			幼児期の発達障害	
122			LDのある子どもの理解と対応	
123			アセスメントの目的と活用	
124			発達障害のある子どもの通常の学級における支援－協同学習による一人一人のちがいを生かす支援－	
125			発達障害のある子どもの通級による指導	
126			重複障害	重複障害の概念と教育課程
127				訪問教育における指導
128				重複障害のある子どもの実態把握と指導の基本的観点
129				重複障害のある子どものコミュニケーション
130				盲ろうの子どもたちの理解と指導
131				重複障害のある子どもとのコミュニケーションを支える環境づくり
132				重複障害教育の現状と課題
133				重度・重複障害者の卒後の支援－地域における当事者中心の支援を目指して－
134				盲ろうの子どもたちの指導の実際
135				手厚い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実践－情報パッケージ「ばれっと」の提案－
136			概論	学習指導要領にみる特別支援教育
137				教育課程の連続性と個に応じた指導の充実
138			小学校段階	小学校国語
139				小学校算数
140	小学校社会			
141	小学校理科			
142	小学校生活科			
143	小学校音楽			
144	小学校図画工作			
145	小学校家庭			
146	小学校体育			
147	小学校外国語活動・外国語科			
148	小学校特別の教科道徳			
149	小学校総合的な学習の時間			
150	中学校・高等学校段階	中学校・高等学校国語		

特別支援教育に関する インターネット無料講義配信



オンライン利用・登録説明会 (zoomによる実施)

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネット講義配信「NISE学びラボ」を公開しています。

「NISE学びラボ」に登録すると、特別支援教育に関連する140以上の動画コンテンツを、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等から、好きな時間、好きな場所から視聴することができます。また、団体登録を行うことにより、「NISE学びラボ」の動画コンテンツを用いたオンライン型の研修を、無料で企画、運営することが可能です。

本説明会では、「NISE学びラボ」の概要、研修の活用例、登録方法等について、ご説明させていただきます。本説明会は、特別支援教育に携わる学校関係者だけでなく、「NISE学びラボ」に関心をお持ちの方、どなたでもご参加いただけます。

日時

令和3年8月25日(水)
15:00～16:00

参加申込

下記URL、もしくはQRコードからお申し込みください。
<https://www.nise.go.jp/limesurvey/index.php?sid=39295&lang=ja>



【申込締切：8月20日(金) 必着】

お問合せ

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 ☎ 046-839-6827 (研修情報課)
<https://www.nise.go.jp/nc/> ✉ a-manabilabo@nise.go.jp

発達障害教育推進センター

発達障害に関する最新情報や国の動向等について、インターネットを通じて幅広く国民に提供するとともに、教育実践セミナーや地域理解啓発事業等を展開し、発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上を図ります。

Webサイトによる情報提供

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

指導・支援 研修講義 教材・支援機器 研究紹介 施策法令 教育相談 イベント情報

文字の大きさ 小 標準 大 表示色の変更 標準 1 2 音声読み上げ等について

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

センターの紹介

新着・更新情報

2017年8月17日
● 研修講義「やりとりの苦手な子どもへの支援」を YouTube で視聴することができるようになりました。【NEW】

2017年8月7日
● 「イベント・研修会情報」を更新しました（自閉症者支援、自立支援、等に関する研修）。【NEW】

2017年8月4日

コンテンツのご案内

指導方法や支援について知りたい
発達障害のある子どもの理解、対応の仕方等についての基本的な情報を提供します。

研修講義（教員向け）が見たい
発達障害のある子どもに関わる、理解・指導・支援についての教員向けの講義を動画でお届けします。

教材教具や支援機器を知りたい
発達障害のある子どもの教育に活用されている教材・教具や支援機器等について紹介します。

発達障害に関する研究を知りたい
発達障害のある子どもの特性に応じた教育的支援に関する研究や文献等を紹介いたします。

国の施策・法令等を知りたい
発達障害に関する国の施策や法令、事業等についての情報を提供します。

教育相談に関する情報を知りたい
Q & A や国内の相談機関、また海外渡航者に向けた日本人学校に関する情報を提供します。

イベント情報
官公庁、関連する機関や学会等が主催、共催している発達障害に関するイベントや研修会についての情報を掲載しています。また、本発達障害教育推進センターの活動を紹介しています。

文字のサイズ
小さく 標準 大きく

標準色の変更
標準 表示色1 表示色2

音声で読み上げたい方へ
ひらがなで読みたい方へ
色が見にくい方へ

トピックス

● 研修講義（一部）が YouTube で見られるようになりました

● イベント・研修会情報
【最終更新日:2017.8.21】
● ガイドブック等
● 「発達障害に関する研修会等（平成29年度）に係る情報の提供について」の調査票ファイル 【NEW】

発達障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター

震災後の子どもたちを支える
ハンドブック（発達障害等）

<http://icedd.nise.go.jp>

研究講義の配信（You Tube）

YouTube

検索

ログイン

NISEchannel

国立特別支援教育総合研究所

チャンネル登録 95

アップロード動画 ▶ すべて再生

子どもの伸ばすユニバーサルデザイン授業・集団づくり

21:03

理解と支援「どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団づくり」

視聴回数 136 回・4 か月前

発達障害のある児童生徒のための教材・支援機器の活用

9:31

理解と支援「発達障害のある児童生徒のための教材・支援機器の活用」

視聴回数 252 回・5 か月前

幼児期の発達障害

20:59

理解と支援「幼児期の発達障害」

視聴回数 336 回・5 か月前

ちょっと気になる出発点

11:10

概論「ちょっと気になる出発点」

視聴回数 110 回・5 か月前

発達障害教育実践セミナー

発達障害のある子どもに対する指導・支援に関して、最新情報の提供や各地の取組の紹介、関連する研究や実践事例の報告、研究協議等を通じて、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図ることを目的とする教育実践セミナーを開催しています。



発達障害地域理解啓発事業

発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向けて、都道府県及び市区町村教育委員会や教育センター、発達障害者支援センター等と連携し、最新情報の提供や理解啓発活動を行うことを目的とする地域理解啓発事業を実施しています。



発達障害教育推進センター展示室

発達障害に関する基本的な理解、対応や支援に関するパネル展示や参考図書を紹介、Webサイトに掲載している教材・教具等を展示しています。



これらの事業の実施にあたっては、都道府県や市町村の教育委員会及び教育センター、厚生労働省の発達障害情報・支援センター、発達障害者支援センター等とも連携しています。

インクルDB

「合理的配慮」実践事例データベース

データベース
I

文部科学省の委託
事業の実践事例を
詳細に掲載

データベース
II

委託事業の事例を
A4・2枚に
簡潔に掲載

インクルDBを
活用した研修例

インクルDBを活用した
研修等を掲載

交流及び
共同学習
実践事例集

交流及び共同学習に
ついての事例を掲載

※データベース I と II は内容が重複していません

担任をしている子に落ち着き
がないわ。
どうしたら良いのかしら…。



みんなの輪の中になかなか入りに
くそう。
なにか良い方法はないかしら…



字を書くのが苦手で困って
いるみたい。
なんとかしてあげたいわ…。



学校で、特別支援教育につ
いて研修できる良い素材はな
いかしら…。



そんなときは、すぐに検索！

インクルDB



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (NISE)

インクルーシブ教育システム推進センター

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号 電話：046-839-6803 (代表)

<https://inclusive.nise.go.jp/>



2020.2

「合理的配慮」実践事例データベースの使い方

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



①



研修会で聞いた、データベースで、どんな支援があるか、早速調べてみよう。

②

ファイル名	容量	更新日	ダウンロード
H25_0021PT4-LD.pdf	92キロバイト	2015-07-28	ダウンロード数：449
【Ⅰ】障害種	【Ⅱ】障害の程度	【Ⅲ】指導	【Ⅳ】学年
LD (学習障害)			小4
検索キーワード			
学習障害、教科書、読み、書き、タブレット、通級指導			
概要 (500文字程度)			
<p>通常の学級に在籍する学習障害のあるA児（小学校4年生）が、通級による指導を活用しながら学習を行っている事例である。通常の学級では、学習プリントの拡大、書く作業の軽減、時間配分などの配慮をしている。週5時間行われる通級による指導では、国語の教科指導を行い、読み書きと読解の指導を行っている。通常の学級と通級による指導では、A児はタブレット型端末を使用しており、効果的な活用を図ることにより、学習への意欲、自信、関心が増している。</p> <p>A児が通うB小学校では、平成25年度にインクルーシブ教育委員会を校内に設置し、ICT機器を活用しながら、全ての児童にとってより分かりやすい授業づくりを教員相互に高め合いながら進めている。通級指導教室の担当教員による授業のユニバーサルデザインのための校内研修を実施するなど、全教員が発達障害のある児童への学習指導の在り方を理解した上で、効果的な支援につなげている。</p> <p>【実際の事例画面】 ファイル名：H25_0021PT4-LD</p>			

事例のダウンロードもできます (PDFファイル)



字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



③

保護者と支援の内容や方法について合意形成します。



④

Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



⑤

インクルDBは、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方もご利用いただくことができます。

交流及び共同学習の取組事例やデータベースの事例を活用した研修例についても、HPに掲載しています。ご覧ください。



特別支援教育教材ポータルサイト (支援教材ポータル)

支援教材ポータルの目的・意義

教育関係者や保護者、教材・支援機器等に関心のある方々に情報を提供するため、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた支援機器等教材の様々な活用方法や取り組みに関する情報を収集し、提供するポータルサイトです。本ポータルサイトの利用を通じて、教材・支援機器等への理解を深め、これらの利用が促進されることをねらっています。

「教材・支援機器」「実践事例」の2つの中心になる情報を含む、4つの情報を提供しています。

Web サイトトップページ



支援教材ポータルの構成

1 教材・支援機器を探す

メインになる情報の1つ目で、フリーのキーワードで検索できるほか、「対象の障害」、「特性・ニーズ」、「主な対象年代」、「教科名等」、「支援機器分類」、「動作環境(OS)」等の分類での検索、条件を細かく設定しての検索などが行えるようになっています。検索をすると、前記の内容の他に名称や教材・支援機器等の画像や関連する実践事例、関連データベース情報などが表示されます。

2 実践事例を探す

教材・支援機器と併せて本ポータルサイトの2つ目のメインの情報です。こちらもフリーのキーワードで検索できるほか、「主な対象障害」、「特性・ニーズ」、「主な対象年代」、「教科・領域」、「対象児童の在籍状況」等の条件で探すことができるほか、条件を指定して細かく検索をすることもできるようになっています。

3 教材・支援機器に関する情報

ここでは、教材・支援機器に関する施策や法令、研究論文などのリンクリストを掲載しています。

4 研修・展示会情報

関連する研修会や展示会の様子、教材・支援機器に関する様々な研修・展示会の情報を逐次紹介していきます。

検索画面





ライブラリー

教育支援機器等展示室

iライブラリーとは

“障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実現する
さまざまな教育支援機器やソフトウェアに関する展示室”です。

[iライブラリーの役割]

国立特別支援教育総合研究所が開発した、あるいは開発に協力した教育支援機器
やソフトウェア、市販品を紹介しています。

[バーチャルツアー] <http://forum.nise.go.jp/ilibrary/>

iライブラリー展示室をパノラマ写真で体感することができます。
パソコンやタブレット、スマートフォンからも閲覧可能です。



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所